

改定版

# 田尻町みどりの基本計画

関空のあるまち



平成 29 年 3 月  
田尻町



田尻町マスコットキャラクター  
「たじりっち」



## 目 次

序章 みどりの基本計画について	1
1. みどりの基本計画について	1
2. みどりの基本計画の位置づけ	3
3. 改定の背景	4
4. 計画期間、対象区域、計画の構成	4
第1章 町の現状とみどりに関する課題	5
1. 社会経済情勢の変化	5
2. 町とみどりの状況と町民意向	7
2-1. 町とみどりの状況	7
2-2. みどりに関する町民意向	11
3. みどりに関する上位・関連計画	12
3-1. 大阪府の動向	12
3-2. 本町の動向	13
4. みどりの現状と評価	15
4-1. みどりの現状	15
4-2. 系統別のみどりの評価	20
5. みどりの保全・整備の課題	24
5-1. 現況の特性とみどりの評価から導き出される課題の集約化	24
5-2. みどりの保全・整備の課題	25
第2章 みどりの計画	27
1. 計画の基本理念	27
2. みどりの基本目標	28
3. みどりの目標水準	31
3-1. 将来人口・面積のフレーム	31
3-2. みどりの目標水準	32
4. みどりの都市構造	34
5. みどりの配置方針	37
第3章 緑地の保全・整備及び緑化の推進	39
1. 施設緑地の保全・整備	39
1-1. 都市公園等の整備	39
1-2. 公共施設緑地及び民間施設緑地の整備	41
2. 地域制緑地等の保全・整備	42
3. みどりの構造を支える関連施設整備等	43
4. 都市緑化の目標及び推進	44
4-1. 公共施設の緑化の推進	44
4-2. 民間施設の緑化の推進	44
5. 協働のみどりのまちづくり	45
第4章 計画の実現に向けて	47
1. 住民・事業者・団体等と行政の協働によるみどりのまちづくり	47
2. 効率的なみどり行政の推進と進行管理	48



## 序章 みどりの基本計画について

### 1. みどりの基本計画について

#### (1) みどりの基本計画とは

みどりの基本計画の正式名は、「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、**都市緑地法第4条**の規定に基づき定めるもので、市町村が地域の実情を十分に考慮し、官民一体となって緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策、取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

#### (2) みどりの定義

本計画で対象とするみどりは、「樹林地、公園、農地、学校・役場などの植栽地・グラウンド、広場、民間施設の庭など」のほか、生物や住民にとって重要な役割を果たしている、港や河川、ため池など水辺地や水面を合わせたものとします。

なお、前計画では、漢字の「緑」を使用していましたが、樹木や草花などの植物だけでなく、公園や学校などのオープンスペース、河川・港などの水辺地、農地など、より広い範囲を対象とすることをイメージしやすくするため、本計画では平仮名の「みどり」を用います。

#### 【 解 説 】

**都市緑地法第4条**：市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

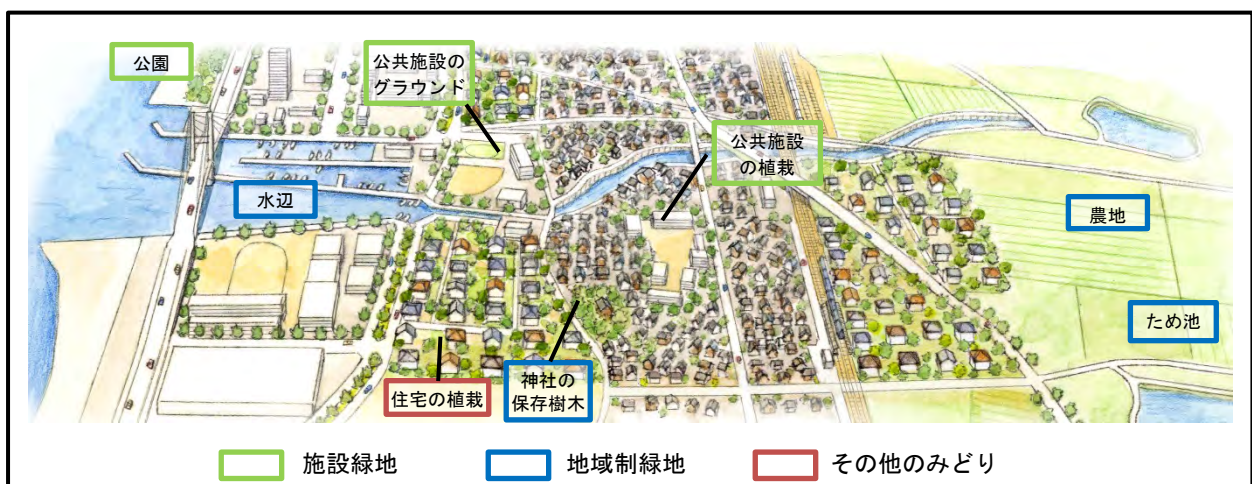
**緑地と緑被**：現行の計画では「緑化」を目標としているが、『みどりの大阪推進計画』では、目標とする指標を「緑地」と「緑被」としていることから、本計画も同様に「緑地」と「緑被」とする。

\***緑被**…樹林や樹木、草地など、みどりで被服された土地

\***緑化**…市街地に草木などを植えてみどりを増やした土地

#### □みどりの区分と定義

- ・みどり：樹林地、河川・港などの水辺地、公園、農地、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など
- ・緑 被：樹林地、農地、街路樹、庭木、草地などに被われた土地（裸地含まず）の総称及び水面
- ・緑 地：将来にわたって残される可能性の高い担保性のあるもの  
緑地は、施設緑地と地域制緑地に分類しています。  
施設緑地：都市計画公園・緑地やこれに準じる機能を持つ公共・民間の緑地  
地域制緑地：農地や水辺などのオープンスペース、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例などにより、国、大阪府、田尻町が土地利用を規制、誘導して確保する緑地



みどりのイメージ図

### (3) みどりの効果

みどりの効果は、大きく3つに分けられます。

- 存在効果…都市環境の保全や都市景観の形成、生物多様性の確保や都市防災機能の向上など、みどりがあることによりもたらされる効果。
- 利用効果…スポーツの場やレクリエーションの場として利用し、健康の維持増進やストレス緩和を図るなど、みどりを利用することでもたらされる効果。
- 媒体効果…交流、安心、商業・観光、福祉、教育・文化など多様な分野の活動が活性化し、地域コミュニティの育成や地域の魅力を高めるきっかけとなる効果。

本計画では、それらを総合的に勘案して計画づくりを行います。

### (4) 都市におけるみどりの機能

都市のみどりは自然のみどりと異なり、適正な保全・整備・管理を行うことで存在するものであり、多様な機能をもっています。

この都市におけるみどりの機能は、4つの系統に分けることができます。

#### ①環境保全

- ・人と自然が共生する都市環境を確保することができる。

#### ②レクリエーション

- ・みどりの持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保できる。

#### ③防災

- ・災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保できる。

#### ④景観

- ・多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成する。

本計画では、これら都市におけるみどりの機能の4つの系統を考慮し、計画づくりを行います。

## 2. みどりの基本計画の位置づけ

「田尻町みどりの基本計画」では、都市緑地法第4条第2項に従い、次のとおり定めるものとします。

### 【田尻町みどりの基本計画で定める事項】

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②みどりに関する施策の方針
  - ・公園の整備方針
  - ・緑地の確保及び緑化推進方針 など
- ③緑地の保全及び緑化の推進のための施策
  - ・公共施設及び民間施設緑地の保全、緑化推進の施策
  - ・住民参加による都市緑化の推進 など

みどりの基本計画は、それ自体では具体的な規制や事業を行うものではなく、「市町村の総合計画」や都道府県が定める都市計画区域毎の都市づくりの方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に即し、市町村における緑地の保全及び緑化の推進の方向性を示すものです。

田尻町みどりの基本計画の位置づけを示すと、下図のようになります。

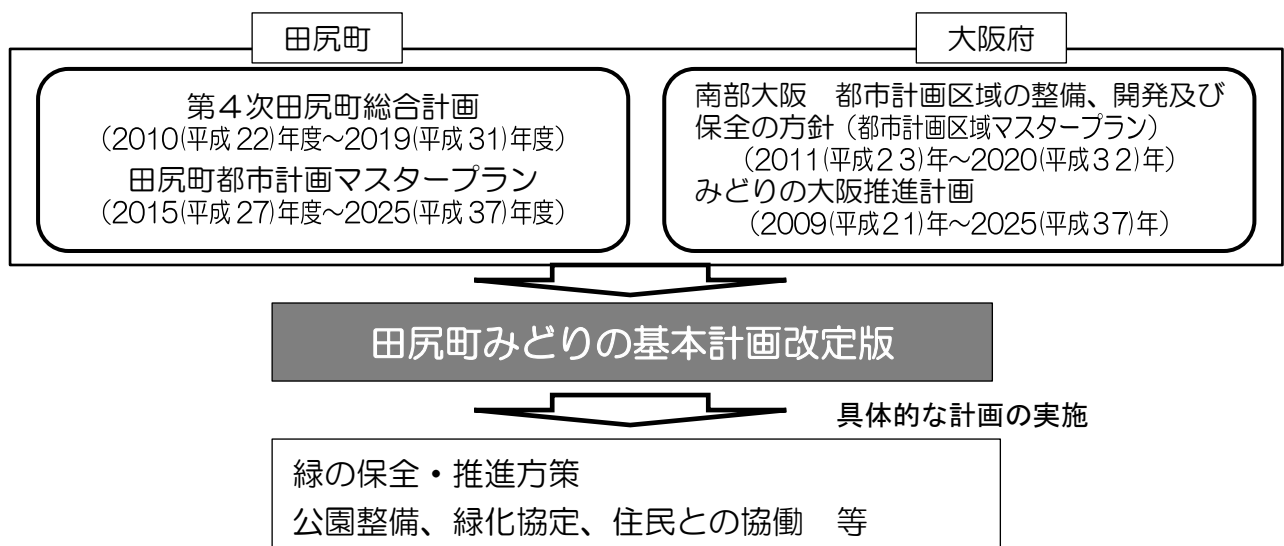
### 【 解 説 】

都市緑地法第4条第2項の「必ず定めるべき事項」：  
①緑地の保全及び緑化の目標  
②緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

総合計画：総合計画は地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画。本町においては、「第4次田尻町総合計画」。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：都市計画法第6条の2に規定され、都道府県が都市計画区域ごとに定める。これは都市計画区域マスタープランとも呼ばれる。本町は、南部大阪都市計画区域に属している。

### ■田尻町みどりの基本計画の位置づけ



### 3. 改定の背景

これまで本町では、1999(平成11)年9月に2015(平成27)年度を目標年次とする「田尻町みどりの基本計画」を策定し、みどりの保全と緑化の基本的な方針としてきました。

目標年次としてきた2015(平成27)年度を経過し、依拠してきた上位計画もそれぞれ改定されています。大阪府においては、2011(平成23)年に本町を含む都市計画区域の都市づくりの方針である「南部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(大阪府都市計画区域マスタープラン)」が改定(2016(平成28)年3月一部改定)されています。本町では、2010(平成22)年11月に2019(平成31)年度を目標とした「第4次田尻町総合計画」を策定し、それに基づいたまちづくりを進めているところです。

また、この間、**少子高齢化社会**の進展や地球規模で進行する**地球温暖化**の進行や**生物多様性**損失の進行など、自然環境の問題が進み、みどりの保全や創出に関する対策が重要となっています。

こうした上位計画の変化と新たなみどりを取り巻く情勢への対応を行うため、「田尻町みどりの基本計画」を改定するものです。

### 4. 計画期間、対象区域、計画の構成

国勢調査が実施された2015(平成27)年度を基準年とし、現在の緑の基本計画と同様20年後を見通しつつ、概ね10年後の2025(平成37)年度を目標年度とします。

計画の対象区域は、本町の都市計画区域(本町の全域)とします。

「田尻町みどりの基本計画」は、つぎのように構成します。

#### ■田尻町みどりの基本計画の構成

##### 【町の現状とみどりに関する課題】：第1章

・社会経済情勢 ・みどりの状況と町民意向 ・上位・関連計画 ・現状と評価 ・保全整備の課題

##### 【みどりの計画】：第2章

田尻町全体のみどりの将来像を設定し、実現のための施策等の考え方を示します。

- 基本理念
- 基本目標
- みどりの目標水準(フレーム)
- みどりの都市構造
- みどりの配置方針

##### 【緑地の保全・整備及び緑化の推進】：第3章

「みどりの計画」の実現のための施策等の方針を示します。

- 施設緑地の保全・整備
- 地域制緑地等の保全・整備
- 関連施設整備等
- 都市緑化の目標及び推進
- 協働のみどりのまちづくり

##### 【計画の実現に向けて】：第4章

「みどりの施策」の実現化方策を示します。

- 協働によるみどりのまちづくり
- 効率的なみどり行政の推進
- 計画の進行管理

#### 【 解 説 】

**南部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：**大阪府の都市計画方針。対象区域は、南河内地域・泉北地域・泉南地域(岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)

**少子高齢化社会：**高齢化社会は、総人口に占めるおおよそ65歳以上の老年人口(高齢者)が増大した社会のこと。加えて出生率の低下で起こる少子化が同時進行することを言う。

**地球温暖化：**化石燃料の大量使用などで地球大気の温室効果が進み、温室効果ガスが原因で起こる地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象。

**生物多様性：**地球上には、様々な生きものが互いに「つながりあい」そして「バランスをとりながら」生きている。この、生きものとそのつながりの豊かさを「生物多様性」という。



## 第1章 町の現状とみどりに関する課題

### 1. 社会経済情勢の変化

現在の緑の基本計画が策定された1999(平成11)年以降、みどりの保全や創出などに対し、主に次のような動きがあります。

#### (1) 人口減少・少子高齢化の進行とみどりの重要性の増大

我が国では、急速な人口減少と少子高齢化の進行が見られます。その中で、その地域に住み続けるための魅力的な資源としてのみどりの保全と創造の重要性があります。また、これら人口の変化は、市街地の拡散と低密度化が進む中、高齢者や子ども等公園等の利用率が高い層を考慮した、歩いて利用できるみどりの適正配置の必要性があります。

このため、国においては、各地域が人口減少・少子高齢化社会の中で、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう「都市再生特別措置法の改正(2016(平成28)年2月一部改正)によって、コンパクトシティの形成による持続的な都市運営の実施条件を拡充してきています。

本町は、狭い町域にコンパクトな市街地を形成しており、その優位性を発揮できる条件に恵まれています。

#### (2) 地球環境問題の顕在化への対応

エネルギーの多消費などが原因となって、砂漠化や海面上昇など気候の温暖化による影響、これらを背景とした局地的集中豪雨の発生など、環境に関わる問題は地球規模にまで広がり、世界共通の課題となっています。

都市環境という面では、ヒートアイランド現象の深刻化が、環境問題や健康問題に影響を与えています。みどりは、都市の熱環境緩和やCO<sub>2</sub>吸収の機能を持ち、ヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。

本町ではりんくうタウンの緑地や田尻漁港の水面、農地やため池といったみどりがあり、ヒートアイランド現象は深刻化していませんが、既成市街地ではみどりが少ない状況にあります。

このようなことから、環境面においてまとまりのあるみどりの保全やまちなかのみどりの創出が重要となっています。

#### (3) 生物多様性の確保や自然環境保全の必要性の高まり

2008(平成20)年6月に、「生物多様性基本法」が制定され、都市における緑地の保全・再生・創出・管理など生物多様性確保に向けた取り組みが重要であると認識されました。

生物多様性からみた本町の生態系は、東部のため池や農地、大阪湾にそそぐ田尻川と榎井川、既成市街地の公園・緑地、田尻漁港と大阪湾などの多様な自然環境により維持されています。しかし、それらが生物の生息・生育環境として有機的につながっておらず、生物多様性の確保に

### 【 解 説 】

**都市再生特別措置法の改正**：コンパクトシティプラスネットワークを目指して、市町村が立地適正化計画を立案、施策の実施を可能とした。

**コンパクトシティ**：都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化を図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

**ヒートアイランド現象**：都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。住民の健康や生活、自然環境への影響、例えば夏季は熱中症の増加や不快さの増大、冬季は感染症を媒介する生物の越冬が可能になることなどが挙げられ、問題視されている。

**生物多様性基本法**：生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されている。

向けた新たな取り組みが求められています。

このようなことから、今ある多様な自然環境を保全しつつ、これらを見どりのネットワークでつなぎ、生物多様性に配慮したみどりの質を高めていくことが重要となっています。

#### (4) 自然災害の激甚化・広域化

近年、巨大地震の発生や度重なる集中豪雨等による大規模な被害の発生が頻発しています。とりわけ、2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災の被害は甚大で、かつ、きわめて広範囲となり、自然災害の脅威とそれに対する備えの大切さが認識させられました。

これを受けて、国では予防対策の充実等を柱とした**災害対策基本法の改正**(2013(平成25)年6月)を行いました。町では、大阪湾に面していることから、津波災害が最も憂慮され、避難所・避難路の整備や**ハザードマップ**の作成等の防災対策の進行、住民の防災意識の高まりによる防災・減災対策の促進に取り組んでいます。

そのような中、2016(平成28)年4月に熊本地震が発生し、多大な被害を出したことで、予防及び避難対策の重要性が再認識されることとなりました。

このようなことから、みどりが有する保水機能や災害時の避難場所、延焼防止などの防災機能を評価し、効果的にみどりを配置するとともに、非常時の助け合いにつながるように地域コミュニティの強化を図り、防災力を高めていくことが重要となっています。

#### (6) 持続可能なまちの経営と地域主体のまちづくりの高まり

少子高齢化や人口減少が進む中で、限りある財源により「みどりにふれあう場」を住民に提供していくためには、より効果的・効率的なみどりの整備と管理を進めていくことが求められます。

本町では、施設緑地である都市計画公園・緑地のうち、広域公園であるりんくう公園の一部3.3haを整備済みですが、街区公園等はなく、整備も困難な状況にあります。したがって、公共施設緑化や民間施設緑化及び法規制や誘導によりみどりを確保していくことが重要となっています。

また、未着手・未完成の都市計画公園・緑地は、地域のみどりの状況を考慮しながら整備の必要性などについて検討し、見直しを行うことも必要です。

それを受けて、まちづくりに対する住民意識の高まり、田尻川クリーン作戦など、**NPO**や民間事業者等のみどりのまちづくりへの参画も進んでおり、住民と行政で創り上げるみどりの活動への住民の参加・参画機会の充実が必要です。

### 【 解 説 】

#### 近年の巨大地震：

1995(平成7)年：阪神淡路大震災  
2004(平成16)年：新潟県中越地震  
2005(平成17)年：宮城県南部地震  
2011(平成23)年：東日本大震災  
2016(平成28)年：熊本地震

**災害対策基本法の改正：**東日本大震災の教訓を受けて、広域対応、減災の考え方、避難者施設等の予防計画の充実等を改正。

**ハザードマップ：**自然災害による被害を予測し、被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲と程度、避難経路、避難場所などの情報を既存の地図上に図示。

#### **NPO：**(民間非営利団体 non-profit organization)

ボランティア活動などに取り組む民間の営利を目的としない団体。1998年(平成10年)12月施行の特定非営利活動促進法(NPO法)によって、法人格が与えられた。

## 2. 町とみどりの状況と町民意向

### 2-1. 町とみどりの状況

#### (1) 町の概況と発展経過

本町は大阪府の南部に位置し、内陸部と、5km沖合に位置する関西国際空港の一部（泉州空港中地区）からなります。

町の総面積は5.62 km<sup>2</sup>で、内陸部は、概ね一辺が1.5kmの四角形で、面積は約2.30km<sup>2</sup>です。このうち臨海部の0.4 km<sup>2</sup>はりんくうタウンや漁業施設用地として造成されたものです。

地形は全町にわたってほぼ平坦で、東側は泉佐野市に、西側は泉南市と接しています。河川は、東南部から中央部にかけて田尻川が流れ、南西部の泉南市境界に榎井川があります。

気候は、降水量が少なく温暖な瀬戸内式気候で、年平均降水量は1,085ミリ、平均気温は17.0度となっています。

本町は、律令時代の条里地割が遺（のこ）されていることなど、早くから耕地開発がすすんでいました。

江戸時代は、米作が主の農業と漁業が主体でしたが、孝子越街道に沿道の街並みが形成されました。大正期に入ってから吉見紡織をはじめとする紡績工場も著しく発展しました。

1889(明治22)年には町村制が施行され、吉見村と嘉祥寺村が合併して田尻村が生まれました。そして戦後の1953(昭和28)年には、現在の泉南郡田尻町となっています。

関西国際空港は、空港本島やりんくうタウンの工事が1987(昭和62)年に始まり、1994(平成6)年9月に開港しました。それにより、経済や国際交流化等本町のまちづくりに多様な影響を与えています。

平成27年の国勢調査では、人口8,417人、世帯数3,772世帯となっています。

#### 【 解 説 】

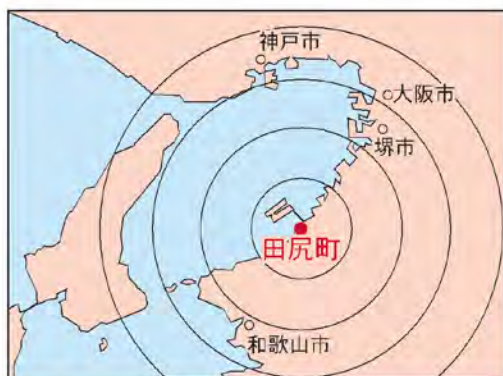
**町の面積**：関西国際空港及びりんくうタウンができる前の平成2年での町面積は1.92 km<sup>2</sup>であり、全国一面積の小さい自治体であった。現在は忠岡町の3.97 km<sup>2</sup>が最少である。

**りんくうタウン**：海上空港である関西国際空港の開業に合わせて、大阪府企業局などが空港対岸の沿岸部を埋立造成して誕生。総面積は約3.2 km<sup>2</sup>

**条里**：日本において、古代から中世後期にかけて行われた土地区画（管理）制度である。ある範囲の土地を約109m間隔で直角に交わる平行線（方格線）により正方形に区分するという特徴がある。

**孝子越街道**：大坂と和歌山を結ぶ紀州街道から泉佐野で分岐した街道で、田尻、樽井、尾崎、淡輪と浜沿いを進み、孝子峠を越えて和歌山に至る街道である。田尻町の沿道には歴史的町並みが存在する。

#### ■田尻町の位置

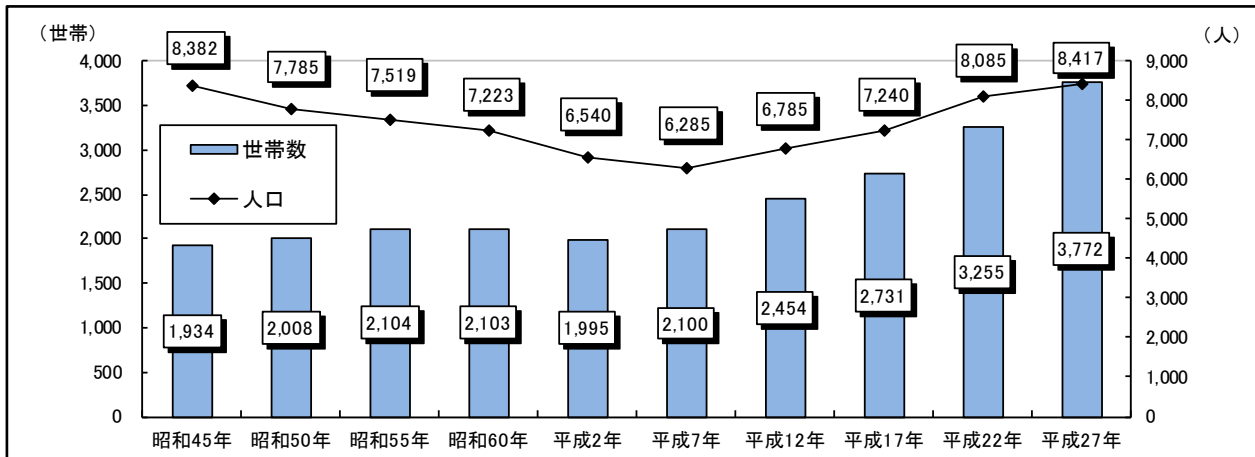


## (2) 人口の動向

本町の人口は、昭和40年代後半をピークにして、その後20年間減少を続けてきましたが、1995(平成7)年に増加に転じ、V字回復しています。

年齢別人口の推移を見ると、周辺市町や大阪府平均と比べると、年少人口の割合は高く、高齢者人口割合は低い状況であり、現時点では比較的人口構成は良好と言えますが、将来的には少子高齢化の進行が予測されています。

### ■人口・世帯数の推移



資料：各年国勢調査

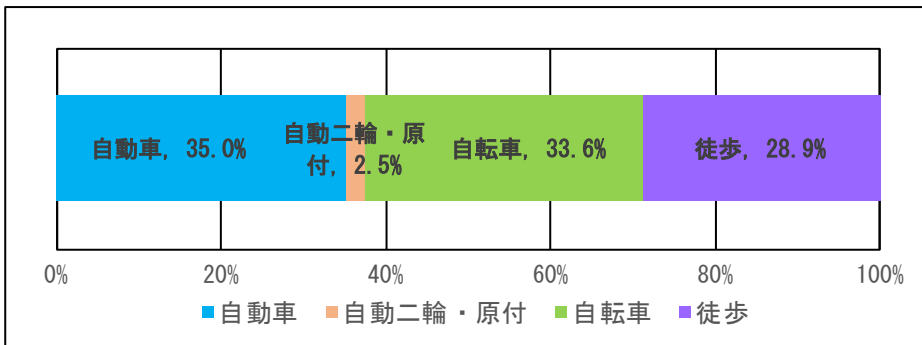
## (3) 第1次産業（農業・漁業）の状況

農業は、耕作面積は小さいものの、単位当たりの生産額は高く、生産性の高い都市型農業が営まれています。漁業は、漁獲高の減少はありますが、日曜朝市や漁業体験などの観光漁業に取り組んでいます。

## (4) 町内の移動交通手段（自由目的）

2010(平成22)年の近畿圏PT調査による本町（関西空港部を除く）内の自由目的の移動交通手段の比率を見ると、乗用車保有数は減少しているものの、町内の移動では自動車の比率が35.0%と高くなっており、狭い町域であるにもかかわらず、移動には自動車が多く使われています。

### ■田尻町内の移動交通手段（内陸部：自由目的）



資料：近畿圏PT調査（2010(平成22)年）

## 【 解 説 】

PT調査：パーソントリップ調査（パーソン＝人、トリップ＝動き）とは、「いつ」「どこから」「どこまで」「どのような人が」「どのような目的で」「どのような交通手段を利用して」移動したのかについて調査し、人の1日のすべての動きをとらえるもので、近畿圏の最新調査は2010(平成22)年に行われている。

トリップの目的：PT調査では、目的を「通勤・通学」「帰宅」「業務」「自由」に分けて集計している。公園利用や散歩などは自由目的に分類される。

## (5) 土地利用とみどりの状況

本町は大きく内陸部と関西国際空港部に分かれ、内陸部はコンパクトな町域の中に、りんくうタウンと古くからある既存市街地や新しい住宅地から構成される市街化区域と、農地などが広がる市街化調整区域で構成されており、みどりの置かれた状況をみると、次のようになります。

### ①市街化区域

りんくうタウンは、東西方向には、マーブルビーチ及びりんくう公園と、造成された施設用地に分けることができます。

りんくう公園の整備済み区域は、豊かなみどりと対岸に空港を望む開放的な海岸が特徴で、緑地は地域の人びとや来訪者の散歩や運動、あるいはレクリエーションなどに利用されています。また、隣接するマーブルビーチは、海面と白い護岸の美しい景観を醸し出しています。

施設用地では、日曜朝市、漁業体験、「海の駅」などでにぎわう田尻漁港を中心とし、南北に施設が整備されています。田尻漁港にはヨットハーバーがあり、都会の中でマリナライフが楽しめる貴重な場所となっています。南の地区（りんくうポート南）には工場や大阪府警察学校があります。北の地区（りんくうポート北）では、関西国際センターほか、府営住宅や合同宿舍、商業・飲食施設などの複合的な利用が進みつつあります。

また、りんくうタウンには5つの都市計画公園・緑地等が開設されているほか、公共・民間の緑化も行われています。さらに田尻漁港の水面もあり、みどりが多い空間となっています。

既成市街地では、町役場、消防署田尻出張所、保育所、幼稚園、小学校・中学校などの教育施設、吉見ノ里駅などが集中する中枢部を擁するとともに、西に走る孝子越街道（府道鳥取・吉見・泉佐野線）（以下「孝子越街道」という。）沿道には、田尻歴史館（旧谷口家吉見別邸。愛称：愛らんどハウス）、春日神社、泉州玉葱栽培の祖碑など歴史的な施設が残っています。住宅の多くは密集しており、都市計画公園を整備する用地の確保は困難な状況にあります。また、公共施設や歴史的施設では公共・民間緑化がされていますが、まとまったみどりとネットワークが形成されていません。

一方、住宅開発地では、児童遊園が整備されるとともに、植栽を施している住宅もあり、みどりの創出に努めています。また、南海本線から東側では一部地区計画を都市計画決定し、整備・誘導を進めています。引き続き適切なみどりの配置が望まれます。

りんくう公園



田尻漁港のヨットハーバー



**海の駅**：「海から、誰でも、いつでも、気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える」ことを目的とした国土交通省により登録された船舶係留施設。田尻漁港は第1号の登録施設である。

りんくう施設（関西国際センター）



愛らんどハウス



住宅開発地



## ②市街化調整区域

市街化調整区域は、南海本線東側を中心にして、町域の東端にまで農地が広がっており、長く人びとの暮らしと町の経済を支えてきました。また、尾張池・夫婦池のため池が豊かな水面をみせているとともに、農地の間を田尻川や用水が流れ、本町の最もまとまったみどりといえます。ここでは様々な生物の生息・生育の場となっていることから、この良好な自然環境の保全が必要です。なお、農用地の指定はありませんが農業振興地域に指定されており、市街化は抑制されています。

農地の景観



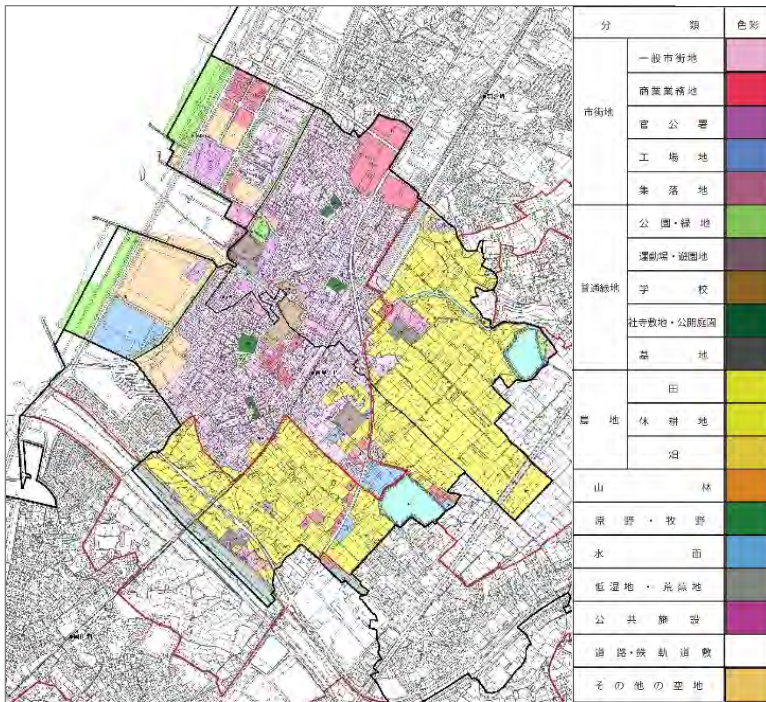
夫婦池



田尻川

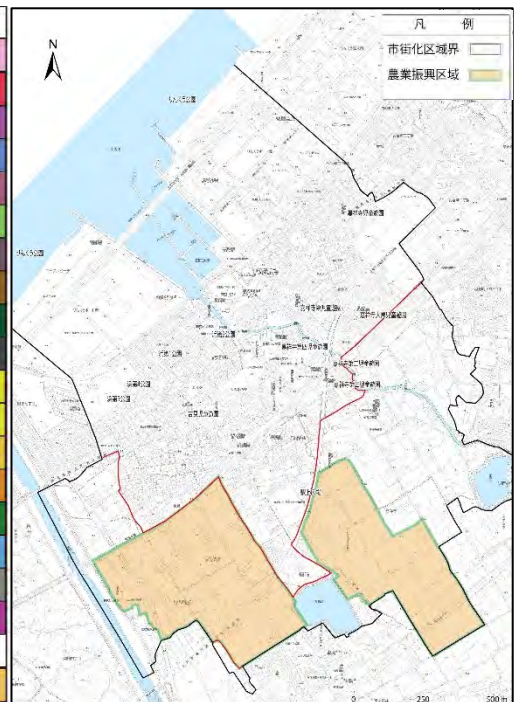


### ■土地利用現況図



資料 都市計画基礎調査 (2010(平成22)年)

### ■農業振興地域図



資料 町調べ

## (6) 住民参加の状況

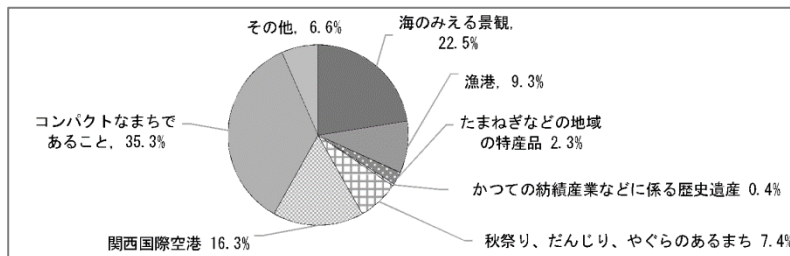
本町では、特定非営利活動法人田尻町まちづくり住民会議が中心となり、住民や事業者等が参加する「田尻川クリーン作戦」が実施されるなど、本町の自然の再生や保全、活用等を目的とした活動が行われています。

## 2-2. みどりに関する町民意向

2015(平成 27)年度に策定された「田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、本町のまちづくりの将来方向についてのアンケートが実施されており、その結果よりみどりに関する町民意向を把握すると次のようになります。

### ■田尻町の良いところ

- 田尻町の良いところは「コンパクトなまちであること」「海の見える景観」などが多くなっています。



- 施策の重要度は高いが満足度の低い項目として、「子育てがしやすい」、「救急医療施設の存在」、「交通利便性の悪さ」、「生活利便施設の立地等」となっています。
- 自然環境の豊かさに対する評価は「重要度 40.4%」「満足度 30.0%」など。
- 公園整備に対する評価は「重要度 51.5%」「満足度 27.5%」など。

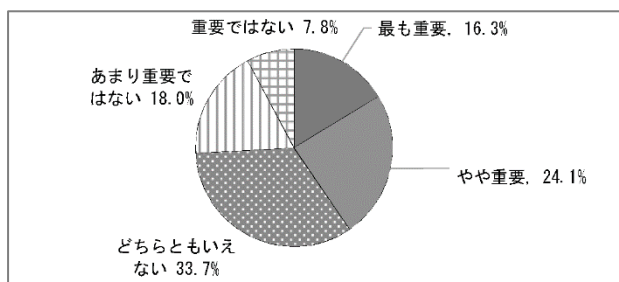
以上のように、自然環境保全や公園整備の重要度は高いが、満足度は低いという状況にあります。

### ■施策の重要度と満足度

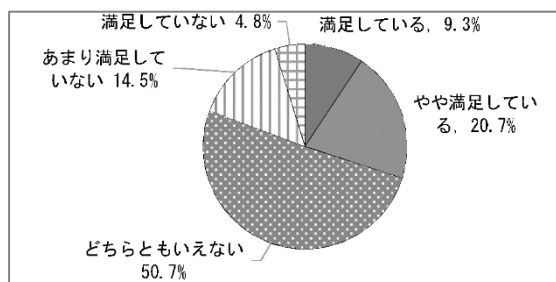
重要度が高く満足度が低い項目（今後の課題）

B次世代育成 1	子育てがしやすい
C健康づくり 2	救急医療機関が身近にある
F安全・安心	火災や風水害に対して生活基盤が整っている
H都市整備 2	交通利便性がよい
H都市整備 3	公共交通機関で通勤・通学・医療施設やスーパーなどに行ける
H都市整備 5	施設、公園が整備されている
Jその他 4	生活利便設備が近くにある

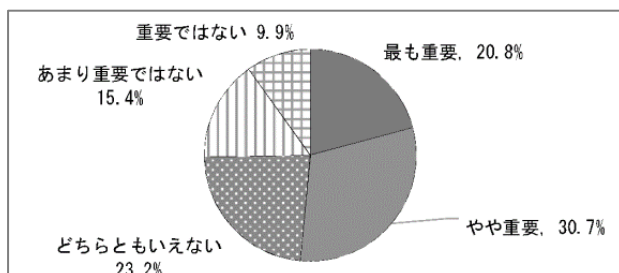
### ■自然環境保全の重要度



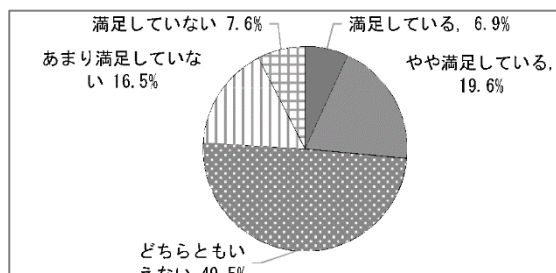
### ■自然環境保全の満足度



### ■公園整備の重要度



### ■公園整備の満足度



資料：「田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」アンケート

### 3. みどりに関する上位・関連計画

#### 3-1. 大阪府の動向

大阪府では、上位計画等において、本町の都市計画に対し特に影響のある内容として以下のよう  
にまとめています。

##### (1) 南部大阪都市計画区域マスタープラン（2011(平成23)年3月策定/2016(平成28)年3月一部改定)

【対象区域】南河内地域・泉北地域・泉南地域（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、  
熊取町、田尻町、岬町）

【目標年次】2020(平成32)年

【将来像「みどり豊かで美しい大阪」に対応する都市づくりの基本方針】

- みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり
- 健全な生態系・水循環の構築
- 地域資源を活かした美しい景観の形成

【みどりの大阪の推進】

みどりの大阪の推進に向けての基本的な考え方を以下のように示しています。

- ・具体的な取り組みは「みどりの大阪推進計画」によることとし、「地域別のみどりの将来像」  
を踏まえることとする。中でも以下の観点を重点的に取り組む。

「みどりのネットワーク」の形成：周辺山系やベイエリアの豊かな自然が街をつつみ、それら  
の自然が河川や道路を軸として街へと導かれ、そして街の中でも都市計画公園・緑地をはじめ  
とするみどりの拠点や緑道や街路樹などでつながれた「みどりのネットワーク」を形成する。

「みどりの風の軸」の形成：「みどりのネットワーク」において、効果的にクールスポットを形  
成するため、海と山が近接し、海陸風が吹いている大阪の地形特性とみどりが持つクーリング  
効果を活かして、河川や道路等の空間、その周辺をみどりでつなぐことによる「みどりの風の  
軸」の形成を目指す。

##### (2) みどりの大阪推進計画（2009(平成21)年12月大阪府策定)

この中で、今後のみどりづくりに、4つの基本戦略をたてています。

###### 《基本戦略1 みどり豊かな自然環境の保全・再生》

- 周辺山系の保全・再生、農空間の保全・活用、臨海部のみどりの保全・再生

###### 《基本戦略2…みどりの風を感じるネットワークの形成》

- 道路を主軸としたネットワーク、河川を主軸としたネットワーク、ネットワークの拠点となる  
大規模公園緑地

###### 《基本戦略3…街の中に多様なみどりを創出》

- 府有施設の緑化推進等、民間施設のみどりの保全・創出

###### 《基本戦略4…みどりの行動の促進》

- みどりづくりを通じた地域力再生、府民・NPO・事業者等との連携推進

また、数値目標として、次の目標をあげています。

◇緑地の確保目標：「緑地」の府域面積に対する割合を約4割以上確保

◇緑被の面積（市街化区域）：緑被率20%（2002(平成14)年：14%の1.5倍）

従来からの「樹林・樹木のみを対象とする緑被率」15%をめざしつつ、樹木の植栽困難地でのみどりの確保やヒートアイランド現象の緩和等を早急に進める観点から、「樹林・樹木に芝生等を含む草地等を加えた緑被率」を新たな指針として設定。

ただし、大阪府の考えには緑被に水面は入っていない。

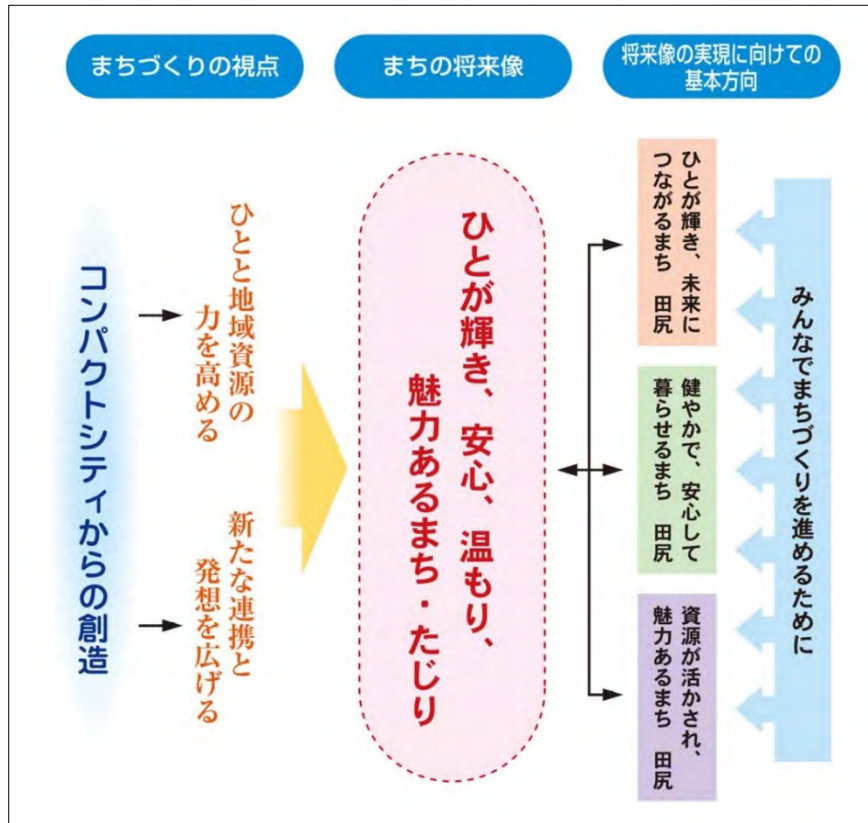


### 3-2. 本町の動向

本町の上位計画は「第4次田尻町総合計画」となります。関連計画としては2015(平成27)年度に策定された「田尻町まち・ひと・しごと総合戦略」及び「田尻町人口ビジョン」があります。また、みどりに関する都市整備の動向(みどり、交流施設など)を整理します。

#### (1) 第4次田尻町総合計画(2010(平成22)年11月策定/目標年次:2019(平成31)年度)

【まちづくりの視点、まちの将来像、将来像の実現に向けての基本方向】



#### 【みどりに係る保全・整備の基本方針】

- ◆ すべての住民が生活の源である自然を守り育てていくため、河川・海岸など自然環境の保全・育成に努めるとともに、住民・事業者・行政の協働による公害防止対策や環境への負荷を最小限に抑えた秩序ある自然の利活用を推進します。
  - 水辺の環境づくり
  - 生態系の維持・回復
  - 自然とふれあう機会の拡大
- ◆ 地球環境問題への住民・事業者の理解を深め、生活や事業活動等における省資源・省エネルギー化、自然エネルギーの有効利用を促進します。
- ◆ だれもが利用しやすい魅力ある公園として住民参画のもとにそのあり方を検討するとともに、適正な維持管理を図ります。また、公共施設、民間施設における緑化活動を促進します。
  - 住民参画による公園づくり
  - 既存の公園・緑地の充実
  - 緑化の推進

**(2) 田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2016(平成28)年3月策定/目標年次:2019(平成31)年度)****【基本目標】**

- 若者の人口流入を確保し、地元定着を促進する。
- 子育て環境等の整備により、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- 確かな地域の連携がある暮らしやすいまちをつくる。
- 地域の資源を活かして活発な交流活動を促進する。

**【まちづくりの視点】**

コンパクトシティという理念をさらに発展させ、田尻であるからこそできる将来にわたって発展・維持が可能な魅力あるまちづくりを創造していく。

**○ひとと地域資源の力を高める**

「ひと」と「地域資源」を田尻町の発展に欠かせない貴重な財産ととらえ、まちづくりの主役となる「ひと」の力を高め、また既に有している「地域資源」の価値をあらためて発見・評価し、その潜在力を活かす。

**○新たな連携と発想を広げる**

コンパクトである田尻町の良さを活かし、みんながまちのことを考え、互いに協力する機会を広げ、魅力あるまちづくりを実現する。

**(3) 本町の近年のみどりに関する都市整備に関する動向**

近年の本町のみどりに関する都市整備の動向を取りまとめると次のようになります。

- 田尻漁港周辺における朝市開催などによるぎわいの創出 (1994(平成6)年)
- 関西国際センターの開設 (1997(平成9)年)
- りんくう北・南地区への工場等整備 (2004(平成16)年～2015(平成27)年)
- 紡績工場跡地の住宅開発及び住宅建設 (2004(平成16)年～2007(平成19)年)
- 田尻漁港の「海の駅」の登録指定 (2005(平成17)年)
- 府営吉見住宅のりんくう北地区への移転建替え (2005(平成17)年・2006(平成18)年)
- 関西国際空港2期島の完成及び空港関連施設整備に伴う市街化区域の編入 (約60ha) (2009(平成21)年～2016(平成28)年)
- 大阪府警察学校の開設 (2013(平成25)年)

田尻スカイブリッジ



田尻漁港 海の駅



府営住宅



## 4. みどりの現状と評価

### 4-1. みどりの現状

本町のみどりは、公共が計画的に整備した**都市計画公園・緑地**、それ以外の公共や民間が整備したその他の公園、公共施設の緑地や道路の街路樹など公共が設置したみどり、社寺や民間施設、宅地など民間が設置したみどり、農地や水面などの地域制緑地やその他類するみどりからなります。

#### (1) 都市計画公園・緑地

都市計画公園・緑地は、船岡公園を除いて、りんくうタウンに計画・整備されたもので、広域公園と都市計画緑地となっています。このうち、広域公園は大阪府管理の公園ですが、都市計画緑地は田尻町管理となっています。**住区基幹公園**は、地区公園として泉佐野市との区域にまたがり船岡公園を指定していますが、既成市街地に街区公園、近隣公園はない状況です。

りんくうタウンの都市計画緑地は全て整備済ですが、広域公園である**りんくう公園**は一部未開設となっています。また、りんくう公園に隣接して**マーブルビーチ**が整備されています。

船岡公園は長い期間未整備となっていることから、実現性へ向けて泉佐野市とも協力しながら、区域見直しを含めた検討が必要となっています。

本町の既成市街地には、街区公園等の住区基幹公園の配置が望ましいが、住宅などが密集しており、まとまった公園を整備する用地確保が困難な状況です。

りんくう公園



りんくうタウンの都市計画緑地



### 【 解 説 】

**都市計画公園・緑地**：都市計画法に基づき計画的に整備される公園・緑地である。

**住区基幹公園**：住民の生活行動圏域によって配置される都市公園であり、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

**りんくう公園**：りんくうタウンの海沿いに細長く広がる面積 61.2ha（うち泉佐野市 15.8ha 田尻町 3.3ha が開設）の海浜公園。泉佐野市、田尻町、泉南市にまたがっている。指定管理者が管理する、大阪府の施設である。

**マーブルビーチ**：ビーチには白い玉石が敷き詰められ、背後の青い松林とともに、関西空港を望みながらの夕景が最高のスポットとなっており、緩傾斜護岸として整備されている。

**緩傾斜護岸**：護岸の傾斜勾配を緩やかにし、景観に配慮した護岸である。

## (2) その他の公園

その他の公園は、**児童遊園**や駅上広場など公共が整備する都市計画公園・緑地以外の公園や広場、民間開発によって整備された公園・遊び場等、実質的な意味で公園に相当する施設になります。

児童遊園は吉見、嘉祥寺など町内に点在して7カ所ありますが、どれも規模は小さなものです。しかし、公共が整備する広場は、交流広場、駅上広場の2カ所あります。

公共が整備した公園・遊び場は、りんくうタウンに3カ所、民間開発により整備された公園・遊び場は、内陸部に4カ所整備されています。

これら、その他公園と都市計画公園・緑地を合わせたものを都市公園等とします。

### 【 解 説 】

**児童遊園**：児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設である。

交流広場



浜第1公園



吉見児童遊園



## (3) 公共施設緑地と街路樹

本町の公共施設は、既成市街地に集中して分布しており、みどりが少ない既成市街地において重要な役割を果たしています。

りんくうタウンの施設や小学校・中学校などの緑被率は高いですが、それ以外の施設では緑被が十分でない施設も多い状況です。

りんくうタウンにある関西国際センター



既成市街地にある田尻町役場



#### (4) 民間施設緑地と民間宅地の緑化

既成市街地内にある、春日神社や嘉祥神社などの歴史的建物周辺にはみどりが多く、既成市街地の貴重な財産となっています。また、大規模工場などは、開発指導条例に基づきみどりを確保しています。

その他民間宅地については、既成市街地では、敷地面積が広い家では緑化に取り組まれています。一方、住宅開発地の宅地ではガーデニングなどにより緑化に取り組んでいる家もありますが、地区計画や緑化協定などみどりを確保する制度は導入されていません。

春日神社のみどり



住宅開発地



既成市街地の住宅



#### (5) 地域制緑地及びその他類するみどり

本町の地域制緑地に類するものとしては、農地と樫井川河川緑地があります。

本町に存在する農地は、農業振興地域及び大阪府の農空間保全地域に指定されていますが、農用地には指定されていません。これら農地は、本町における景観形成や環境及び生態系保全上貴重な資源であることから、市街化調整区域の農地はすべて対象としてみなすこととします。

市街化調整区域には、これら農地や樫井川河川緑地など多くのみどりがあり、良好な自然環境が形成されています。

また、法に規定されない地域制緑地に類するとみられる「みどり」として、田尻漁港、尾張池・夫婦池のため池、樫井川・田尻川の河川の水面があります。いずれも、本町のレクリエーションや交流の重要な役割を果たしています。

#### 【 解 説 】

**大阪府の農空間保全地域：**  
大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用を図るために定められた、「農空間保全地域制度」により、農空間の公益性を発揮させるべき区域として指定されたものである。本町では、市街化調整区域すべてが該当する。

市街化調整区域の農地



樫井川



田尻漁港



## (6) みどりの現状の水準

みどりの現状をまとめると次のようになります。

## ①都市公園等の現状

種別		個所数	面積 (ha)	1人当り面積 ㎡/人	
都市公園等	都市計画公園 ・ 緑地	住区基幹公園 (町) (街区公園・近隣公園・地区公園)	0	0.00	0.00
		広域公園 (府)	1	3.30	3.92
		都市計画緑地 (町)	5	1.46	1.73
		都市計画公園・緑地計 (町のみ)	5	1.46	1.73
		都市計画公園・緑地計 (全体)	6	4.76	5.65
		その他の公園 (町)	16	2.65	3.15
都市公園等合計 (町のみ)		21	4.11	4.88	
都市公園等合計 (全体)		22	7.41	8.80	

\* 面積基準人口…8417人 (2015(平成27)年国勢調査)

\* 現状は市街化区域にのみ整備されている

## ②緑地面積の現状

種別	市街化区域		内陸部全体		
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	
施設 緑地	都市公園等計	7.41	5.51	7.41	3.22
	公共施設緑地	2.49	1.85	2.49	1.08
	民間施設緑地 (社寺等)	1.15	0.86	1.15	0.50
	施設緑地計	11.05	8.22	11.05	4.80
地域 制 緑地	農地	0.0	0.00	57.04	24.80
	樫井川河川緑地	0.0	0.00	1.75	0.76
	地域制緑地計	0.0	0.00	58.79	25.56
緑地合計		11.05	8.22	69.84	30.37

\*1 市街化区域面積：134.5ha、内陸部全体面積：230.0ha (緑地には水面は含まない)

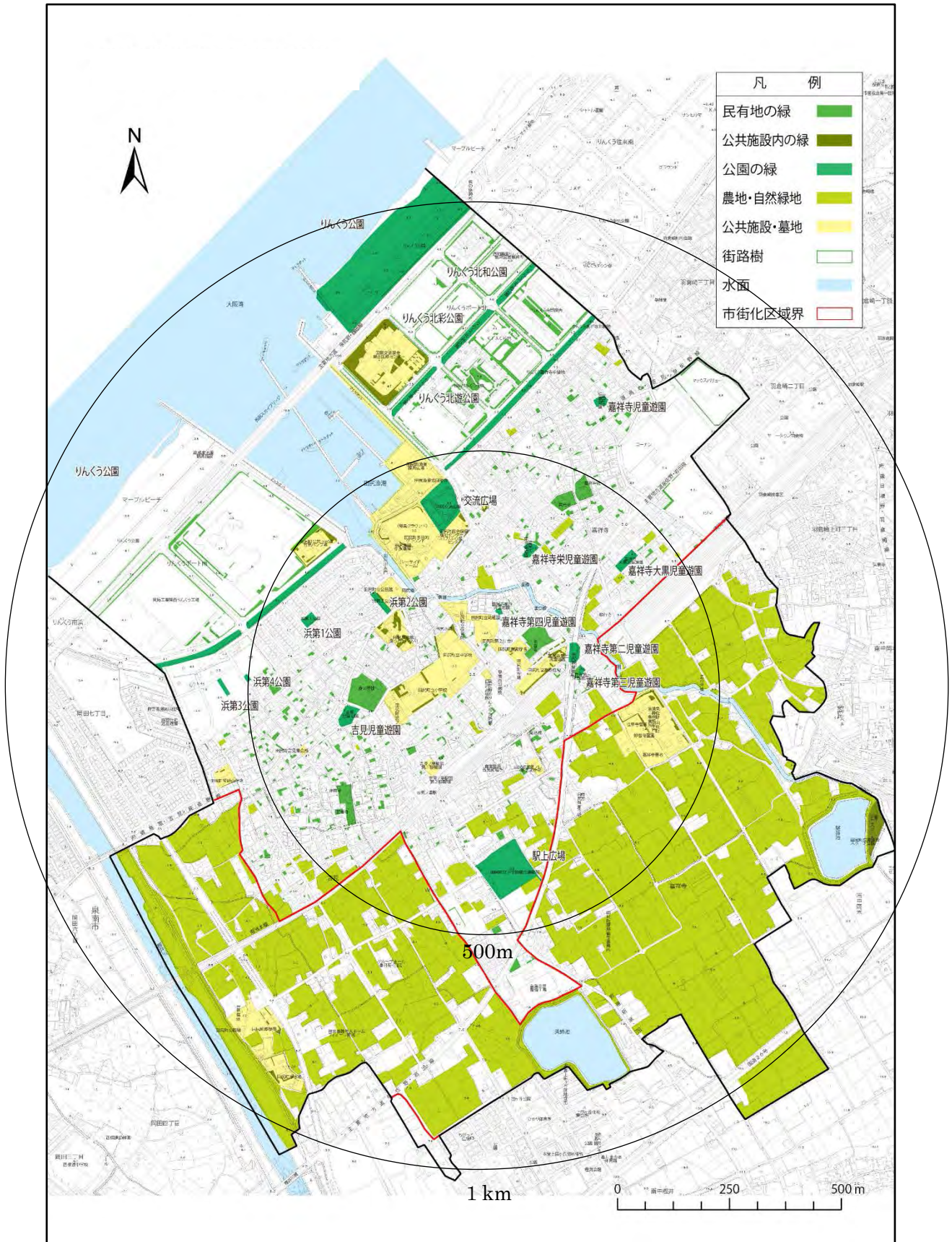
\*2 市街化区域内農業用地は含まない

## ③緑被率の現状

種別	市街化区域		内陸部全体	
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
都市公園等	4.18	2.95	5.08	2.14
公共施設	1.80	1.27	1.95	0.82
民間施設	5.54	3.91	5.54	2.34
農地等	3.36	2.37	60.40	25.47
河川緑地	0.00	0.00	1.75	0.74
水面	7.82	5.52	15.57	6.57
合計	22.70	16.03	90.29	38.08

\* 市街化区域面積：141.6ha、内陸部全体面積：237.1ha (陸地は、市街化区域面積：134.5ha、内陸部面積：230.0ha)  
(面積は、田尻漁港水面 約7.1haを市街化区域及び内陸部面積に含んだ値)

■緑の現況図 (平成27年現在)



## 4-2. 系統別のみどりの評価

都市におけるみどりの機能は、環境保全、レクリエーション、防災、景観の4つがあげられ、これら4つの視点から、みどりの系統別評価を行うと次のようになります。

### (1) 環境保全

#### 【解析・評価の視点】

- 都市の骨格の形成 →都市の骨格となるみどりについて解析・評価します。
- すぐれた自然歴史風土 →史跡・社寺林なども含めて貴重なみどりについて解析・評価します。
- 快適な生活環境 →良好な生活環境の創出のための身近なみどりについて解析・評価します。
- すぐれた農林業地 →地域の産業と結びついたみどりについて解析・評価します。
- 自然との共生 →野生生物の生息空間について解析・評価します。
- 都市環境負荷の軽減 →環境負荷緩和のためのみどりについて解析・評価します。

- ・みどりの骨格形成では、海浜部のりんくう公園及び緑地、田尻漁港、南部に広がる農地・ため池と縦貫する樫井川・田尻川で町域を構成しており、これらの保全・育成を図っていく必要があります。(環境-1)
- ・本町の歴史的資源は、みどりが不足している既成市街地の孝子越街道沿道に春日神社等の社寺があり、鎮守の森としての貴重なみどりの保全が必要です。(環境-2)
- ・身近な公園としての都市計画公園(街区公園)はありませんが、児童遊園や公共施設(町役場・学校等)の緑地が点在しています。りんくう公園は広域公園ですが、市街地に近接しているため、身近な利用がされています。これらのみどりの保全・整備とネットワークの強化が必要です。(環境-3)
- ・本町南部に広がる農地は、本町の最もまとまったみどりとして環境保全に貢献しており、保全と都市農業としての振興・育成が大切です。(環境-4)
- ・本町の生態系は、海浜部のりんくう公園及び緑地、田尻漁港、南部に広がる農地・ため池と縦貫する樫井川・田尻川の水環境で形成されており、その生態系の保全・育成に努める必要があります。(環境-5)
- ・本町全体での緑被率は38.1%と高い水準にありますが、市街化区域でみると16.0%と低い水準にあり、施設緑地や民間宅地の緑化などを通じて、緑被率向上に努めていく必要があります。(環境-6)

### (2) レクリエーション

#### 【解析・評価の視点】

- 自然とのふれあいのみどり →自然とふれあうことのできる場について解析・評価します。
- 日常圏におけるレクリエーションの場 →身近なレクリエーションの核としての公園について解析・評価します。
- 広域圏におけるレクリエーションの場 →広域圏におけるレクリエーションの場としての緑地・公園について解析・評価します。
- ネットワークの形成 →レクリエーションの場のネットワーク形成に寄与する河川・緑地帯について解析・評価します。



- 自然とのふれあいでは、海の駅である田尻漁港の漁業体験やヨットハーバー、尾張池等のため池や榎井川・田尻川での水とのふれあい、体験農園による農地の活用等を行っています。これらの保全・育成を図り、更なる活用を検討していく必要があります。尾張池は、水面を保全して地区公園としての計画決定がなされており、自然（水面）とのふれあいのできる整備が必要です。（レクリエーション-1）
- 本町の内陸部は徒歩圏で移動が可能なコンパクトなまちであるため、広域的な位置づけのりんくう公園や市街化区域の農地なども身近に利用が可能となっています。しかしながら、少子高齢化が進行する中において、人との触れ合いや健康づくりを進める上でも、より身近なレクリエーションの場の充実が必要であり、既成市街地におけるその他の公園（児童遊園等）や公共施設緑地、社寺の鎮守の森の保全整備が必要となっています。（レクリエーション-2）
- 海浜部のりんくう公園は広域公園として、広域からのより高度なレクリエーションに対応していますが、本町の市街地に近接しているので、身近な利用がされています。りんくう公園に隣接してマーブルビーチが整備されており、景観や海辺に面しているメリットを活かし、人々の親水性を高めていくとともに、既成市街地とのネットワークの強化が必要です。（レクリエーション-3）
- 本町には多種多様なレクリエーションの場があり、それらの利用は基本的に歩いてできる恵まれた状況にあります。したがって、これらのレクリエーションの場をネットワークする道（歩行者や自転車が安全・安心に通行できる）の整備が課題です。（レクリエーション-4）

### （3）防災

#### 【解析・評価の視点】

- 山地・河川災害の防災 → 山地・河川防災のためのみどりについて解析・評価します。
- 津波災害の減災・防災 → 津波災害の減災・防災としてのみどりについて解析・評価します。
- 避難体系 → 避難場所としてのオープンスペース、避難路について解析・評価します。

- 本町は平坦地で山林等がなく、土砂災害等に対するみどり自体の防災機能はありませんが、農地の保水機能は洪水対策において有用であると考えられます。（防災-1）
- 津波災害の防災・減災では、りんくう公園のみどりが津波の緩衝の役割を果たしており、保全・育成が必要です。津波の高さによっては避難できないところがあると考えられるため、「田尻町津波ハザードマップ」を作成し、周知に努めているところです。（防災-2）
- 2015(平成27)年3月に災害対策法の改正を受けて、一時避難場所5か所、避難所2か所が指定されていますが、いずれも公共施設緑地が充てられており、避難所機能の充実（長期避難対応含む）が望まれるとともに、安全・安心な避難路の整備が必要です。（防災-3）
- 本町には、市街化調整区域に多くの農地があり、災害の際一時避難場所としての利用が可能であることから、**防災農地**としての登録制度を進める必要があります。（防災-4）

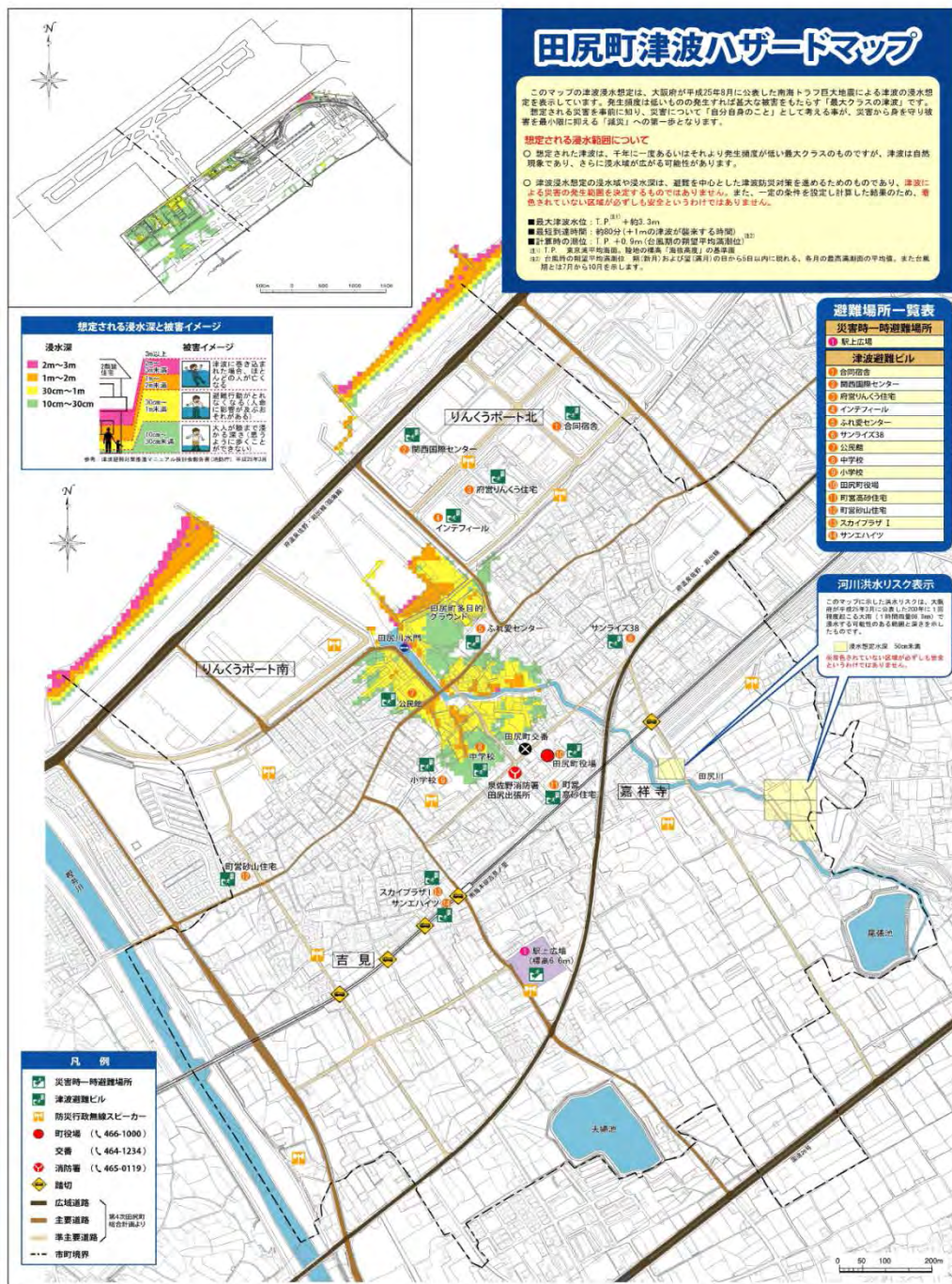
#### 【 解 説 】

**防災農地の登録制度：**市町村の要綱に基づき、災害時における住民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等として活用できる農地を、農家の協力により、あらかじめ登録するもの。登録した農地には、案内標識を設置し、住民にお知らせすると共に、ゴミの投げ捨て防止の啓発も行っている。

■本町の避難場所等

一時避難場所								避難所
施設・場所名	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	
田尻町総合保健福祉センター	●	●	●	●			●	田尻町総合保健福祉センター
田尻町駅上広場				●	●	●		—
田尻町立小学校（運動場）						●		田尻町立小学校
田尻町立中学校（運動場）						●		—
田尻町多目的グラウンド						●		—

■田尻町津波ハザードマップ



#### (4) 景観

##### 【解析・評価の視点】

- 都市を代表する郷土景観 →良好な都市景観としてのみどりについて解析・評価します。
- 地区を代表する郷土景観 →良好な地域景観としてのみどりについて解析・評価します。
- 都市景観の創出 →都市景観におけるみどりについて解析・評価します。
- ランドマークとなる場所 →ランドマークとしてのみどりについて解析・評価します。

- ・本町を代表する大規模な景観要素として、りんくう公園やりんくうタウンの都市計画緑地、及び農地のみどりがあります。(景観-1)
- ・地区を代表する郷土景観としては、通り景観として孝子越街道の歴史的景観があるのと、公共施設緑地が市街地景観に彩りを与えています。水辺の景観として、尾張池・夫婦池のため池景観、榎井川緑地・田尻川の河川景観、田尻漁港のヨットハーバー等の水辺景観があります。(景観-2)
- ・都市景観の創出では、りんくうタウンがスカイブリッジの景観をはじめとして近代的な都市景観を形成しています。吉見ノ里駅周辺は、本町の顔となるべき地区であり、魅力ある親しめる景観としての要素づくりが必要です。(景観-3)
- ・町内各所から確認できるシンボルとしてのランドマークは、りんくうタウンのスカイブリッジ、南部に広がる農地のシンボルとしてのみどりである船岡山の景観、田尻歴史館や春日神社、泉州玉葱栽培の祖碑など歴史的建造物と一体となったみどりがあります。(景観-4)
- ・本町においては、これらの景観要素の保全・育成を通じて、景観の骨格保全と四季を通じて楽しめるみどり景観の形成が課題といえます。(景観-5)

##### 【 解 説 】

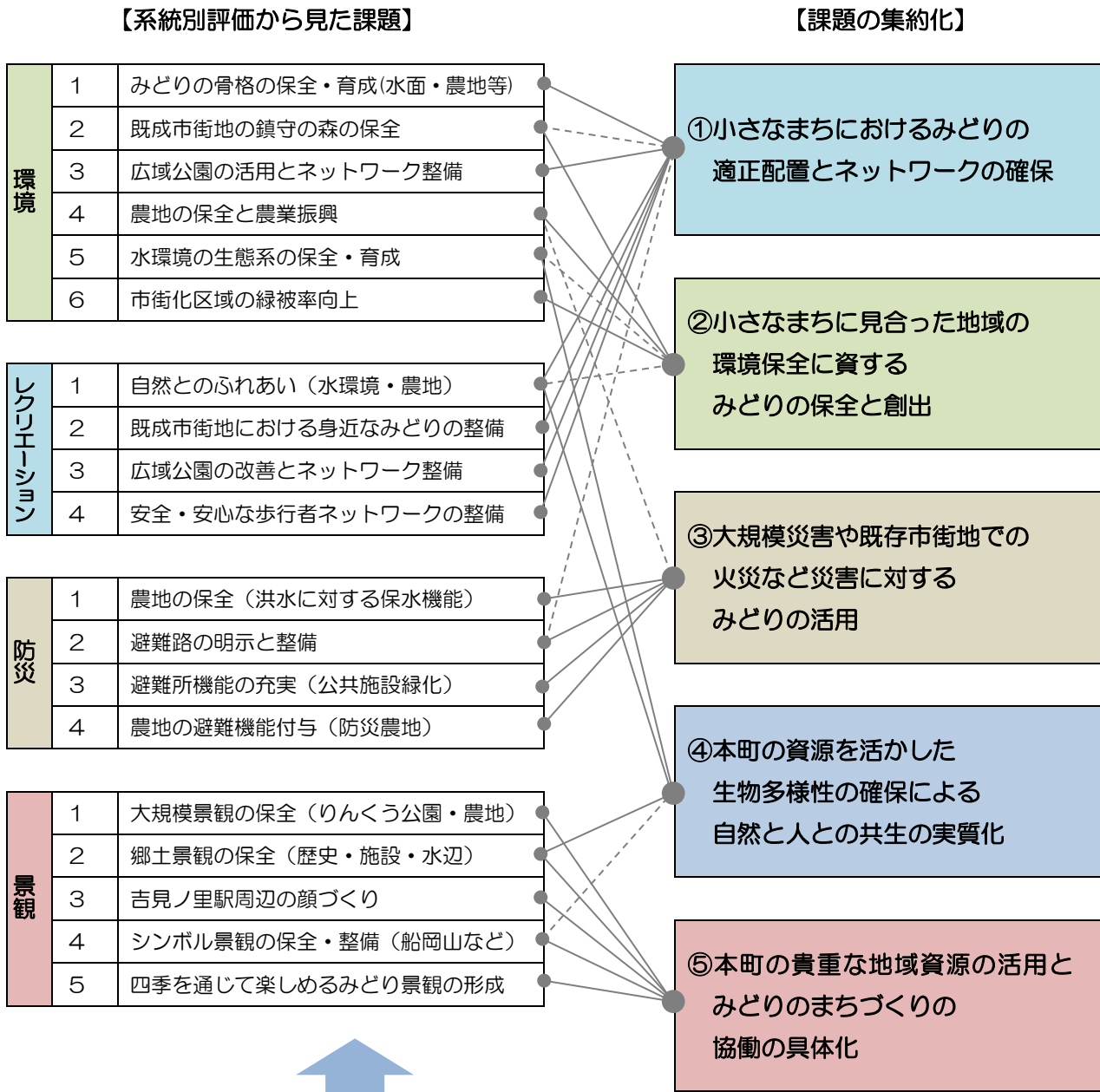
ランドマーク：地域の目印となり、その地域を特徴づける重要な景観要素。山や樹木などの自然物、橋梁などの土木建築物、高いビルや塔などの建築物で周囲の物の中で、ひときわ目立ち覚えやすい特徴を有する。

## 5. みどりの保全・整備の課題

### 5-1. 現状の特性とみどりの評価から導き出される課題の集約化

現状の特性とみどりの評価から導き出される課題を集約化すると、次のようになります。

#### ■緑の評価と課題の集約化



#### 【現状の特性】

- 小さな町域にコンパクトに市街地がまとまっており、地形は平坦である。
- 内陸部の土地利用は、新市街地のりんくうタウン、既成市街地、進行市街地、農地の4層構造。
- 人口は現在微増だが、将来的に人口減少、少子高齢化が予測されている。
- 広域公園としてのりんくう公園は一部整備済であるが、その他の都市計画公園は未整備である。
- 水環境として、田尻漁港、ため池(尾張池・夫婦池)、農地、河川(樫井川・田尻川)がある。
- 既成市街地におけるみどりは不足しているが、歴史的資源(まちなみ等)がある。

## 5-2. みどりの保全・整備の課題

本町の特性とみどりの現況と評価から集約化されたみどりの基本計画の課題を設定します。

### ① 小さなまちにおけるみどりの適正配置とネットワークの確保

本町の大きな特徴に小さな町域にコンパクトにまとまった市街地があり、これを活かしたみどりのまちづくりを志向する必要があります。

しかしながら、少子高齢化社会の進展に伴い、交流の場や健康づくりの場となる身近なみどりが必要とされている中で、既成市街地では都市計画公園（街区公園等）がないなどみどりの整備が十分ではありません。既成市街地では用地が少ないことからその整備は困難となっています。

一方、公共や民間施設緑地は密度が高く分布しており、広域公園であるりんくう公園や南部に広がる農地・ため池などへも歩いて利用できるという条件にあります。ただし、それらをつなぐネットワークの整備が十分とは言えません。

以上から、本町のコンパクトな形を活かしたみどりのまちづくりを実現していくため、次のような課題があります。

- ・既成市街地における高齢者や子育て世代が使いやすい公園やみどりの適正配置（①-1）
- ・高齢者等が散歩に出かけたくなるルートづくりや貴重な地域資源とりんくうタウンの新しい地域資源を結ぶなど、徒歩や自転車で町域全てを回れる特性を活かしたみどりのネットワーク整備の実現（①-2）
- ・未整備または未開設である都市計画公園の早期整備（①-3）
- ・本町の市街地特性に見合った施設緑地に捉われない実効性のあるみどり施策（その他公園・緑地の活用等）への転換（①-4）

### ② 小さなまちに見合った地域の環境保全に資するみどりの保全と創出

本町は、面積 2.3 km<sup>2</sup>（内陸部）の小さなまちですが、田尻漁港、尾張池・夫婦池のため池、樫井川・田尻川の水面、南部に広がる農地、歴史的町並みを有する既成市街地、りんくうタウンの新しい市街地等、実に豊かな地域資源があります。

それらの環境を身近に享受し、利用できるという恵まれた条件を有しているといえます。しかしながら、農地は農業振興地域並びに大阪府の農空間保全地域に指定していますが、農用地に指定していません。また、既成市街地のみどりでは都市計画公園がなく民間緑地や緑化にゆだねられているなど、それらの地域資源の多くが保全の担保性に弱いと言わざるを得ません。

また、田尻漁港、尾張池・夫婦池のため池、樫井川・田尻川の水面は本町を代表する地域資源といえますが、住民にとって十分に利活用されていないという点があります。

限られた地域資源を活用し、小さなまちに見合ったみどりの保全と創出による地域の環境保全と利活用を図るため、次のような課題があります。

- ・農地を保全するため、地産地消等による「振興策」及び「環境保全」の推進（②-1）
- ・田尻漁港、尾張池・夫婦池のため池、樫井川・田尻川の水面の保全と活用（②-2）
- ・既存市街地における公共・民間施設緑化推進方策の具体化（②-3）
- ・まちのどこでもみどりを感じるみどりの総量〔緑被率〕の確保（②-4）

### ③ 大規模災害や既存市街地での火災など災害に対するみどりの活用

本町は、大阪湾に面した津波災害や既存市街地における木造老朽住宅の密集など、災害に隣り合わせの環境にあります。その予防と減災に対して、みどりは緩衝帯や洪水に対する保水などの予防機能、避難場所や避難路などの避難機能、日常・サークル活動など人びとのつながりを強める場としての機能など、様々な役割を持っています。

しかしながら、それらの機能の充足や保全対策、連携のネットワークが確立されているとは言えません。

安全・安心社会実現に向けたみどりの保全と活用を図るため、次のような課題があります。

- 津波減災に対するりんくう公園の緑地帯の維持と保全（③-1）
- 既存市街地火災に対する生垣の奨励等の防火帯育成（③-2）
- 洪水に対する保水機能保持のための農地の保全（③-3）
- 災害に対する避難場所の維持と充実（③-4）
- 防災や減災に対する住民の意識を高める場となるみどりの拠点形成とネットワークづくり（③-5）

### ④ 本町の資源を活かした生物多様性の確保による自然と人との共生の実質化

環境保全に重要な位置づけを持つ生物多様性の確保について、本町においては、水環境（田尻漁港、尾張池・夫婦池、榎井川・田尻川、農地等）の豊富さとネットワークから、維持されてきたといえます。また、それらと人の共生についても、小さな町域の隣り合わせに存在することによって、身近になされてきました。

しかしながら、ごみの投棄や水質汚染等水環境の悪化が進行し、生態系にも大きな影響を与えています。これに対し、民間団体による田尻川クリーン作戦の実施や水面活用のイベント等によって生物多様性の確保と人との共生方策が行われていますが、これらを体系的に一層充実させていく必要があります。

生物多様性の確保による自然と人との共生の実質化のため、次のような課題があります。

- 生物多様性の確保のための水環境（田尻漁港、尾張池・夫婦池、榎井川・田尻川、農地等）の保全整備（④-1）
- 生物の多様な生育環境の確保（④-2）
- 人々が動植物とふれあえ、自然の大切さを学ぶ場づくり（④-3）
- 環境保全運動や水面活用方策の推進（④-4）

### ⑤ 本町の貴重な地域資源の活用とみどりのまちづくりの協働の具体化

本町は住民と密着した貴重な地域資源がみどりのベースになっているとともに、お互いの顔が見えるコンパクトな町域にあります。その中で、住民との交流を活発化するとともに、持続可能なまちの経営を行っていくには、公共施設や民地のみどりなど既存の地域資源を活用し、効率的なみどり行政の推進が必要となっています。

行政と住民や事業者が協力する効率的なみどり行政の推進のため、次のような課題があります。

- 官民による地域資源の活用（⑤-1）
- 住民・事業者・団体等のみどりのまちづくり活動への支援（⑤-2）
- 維持・管理を含めたみどりのまちづくりへの地域の参画機会の拡充方策の具体化（⑤-3）

## 第2章 みどりの計画

### 1. 計画の基本理念

#### (1) 改定の視点

現行緑の基本計画の基本的考え方、第4次田尻町総合計画の基本方向、施策を継承し、国や大阪府が推進する、みどりの都市構造についての考え方を参考にしながら、みどりのまちづくりの課題の変化を受けて、改定の視点を次のように設定します。

#### 【改定の視点】

##### ○小さなまちの特性を活かしたみどりの配置とネットワークの確立

本町の小さなまちである特性を活かしたみどりの配置とネットワークの確立に向け、実現性が高いみどりへの施策転換の検討を行います。

##### ○本町の貴重な地域資源を活かしたみどりによる都市魅力の向上

農地やため池、河川などの自然環境の保全、既存市街地のみどりや漁港の水面を活用、これらみどりを活用した生物の多様性を保全するなど、みどりを活用した都市魅力の向上を図るまちづくりの検討を行います。

##### ○目に見える協働の力でみどりを軸とする安全・安心のまちづくりの実現

避難場所・避難路の確立や日常活動の推進などの安心・安全のまちづくりの実現のため、地域と行政が協働で進めるみどりのまちづくりの検討を行います。

#### (2) みどりの将来都市像

現在、本町では2019(平成31)年を目標とした「第4次田尻町総合計画」に基づき、まちづくりを進めています。「第4次総合計画」は、「第3次総合計画」で掲げたコンパクトシティという理念をさらに発展させ、田尻町であるからこそできる将来にわたって発展・維持が可能な魅力あるまちづくりを創造していこうとするもので、まちの将来像として「ひとが輝き、安心、温もり、魅力あるまち・たじり～コンパクトシティからの創造～」を掲げています。

上位計画である「第4次田尻町総合計画」に即し、本計画におけるみどりの将来都市像を次のとおりとします。

#### 【みどりの将来都市像】

**自然との共生、安心、魅力あるみどりのまち・たじり  
～みどりを感ずるコンパクトシティの実現～**

#### 【 解 説 】

みどりの将来都市像：「都市計画マスタープラン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の将来像では、第4次田尻町総合計画と同様とされていますが、本計画ではみどりの分野の計画として、将来像を設定している。

## 2. みどりの基本目標

みどりの将来都市像を実現するみどりのまちづくりの基本目標を、上位計画等を参考にしながら「みどりのまちづくりの課題」に即して設定します。

### 基本目標1：小さなまちに見合った実効性のあるみどりの配置とネットワークづくり

本町の小さい町域にコンパクトにまとまったまちとしての優位性を最大限に活かし、歩いて楽しむみどりのネットワークの確立を目指します。

#### ◆既成市街地における高齢者や子育て世代が使いやすい公園やみどりの適正配置（目標1-1）

みどりが不足している既成市街地において、少子高齢化社会に対応し健康づくりにもつながる緑の適正配置や整備に努めます。

#### ◆本町の市街地特性に見合った実効性のあるみどりの整備（目標1-2）

都市計画公園の整備が困難な状況を踏まえて、可能な場所へのその他公園の整備や、船岡公園の区域見直しなど、実効性のあるみどりの整備を推進します。

#### ◆徒歩や自転車で町域全てを回れる特性を活かしたみどりのネットワーク整備（目標1-3）

徒歩や自転車による移動で町域全てを回れる特性を活かし、住民や訪れる人が出かけたくなり歩いてみどりを楽しむネットワークづくりを図ります。

### 基本目標2：まちのどこでもみどりを感じることができる潤いのまちづくり

コンパクトな町域にあって、まちのどこでもみどりを感じることができ、また、四季を感じることができるよう、豊かな緑の総量を確保することを目指します。

#### ◆地産地消等による「振興策」や「環境保全」による農地の保全（目標2-1）

本町のもっともまとまったみどりである農地を総合的な施策の実施で保全を図ります。

#### ◆本町を代表する水面の保全と活用の重点的推進（目標2-2）

本町の代表的なみどりである田尻漁港、尾張池・夫婦池のため池、田尻川・樫井川の水面の保全と活用を重点施策として推進を図ります。

#### ◆既存市街地における公共・民間施設緑化方策の具体的推進（目標2-3）

みどりが不足している既成市街地において、公共・民間施設緑化方策を検討し、具体的な推進を図ります。

### 基本目標3：みどりを通じてみんなの意識を高める安心と魅力のまちづくり

想定される津波災害等に対応するため、防災に対するみどりの保全と整備を推進するとともに、みどりを活用した意識の高揚等を目指したまちづくりを進めます。

#### ◆災害の予防と減災に資するみどりの保全と整備（目標3-1）

津波減災に対する緑地帯の維持と保全、洪水に対する保水機能保持のための農地の保全、既成市街地のみどりの育成、災害に対する避難場所の維持・充実及び避難路の整備などを図ります。

#### ◆防災に対する住民の意識を高めるみどりの拠点形成とネットワークづくり（目標3-2）

防災や減災に対する情報や方針の住民への啓発を図るとともに、防災や減災に対する住民の意識を高める場となるみどりの拠点（公園など）形成とネットワークづくりを推進します。



#### **基本目標4：水環境資源を活かした自然と人との共生のまちづくり**

環境保全に重要な生物多様性の確保を水環境（田尻漁港、尾張池・夫婦池、榎井川・田尻川、農地等）の保全・整備を図り、自然と人との共生の実質化を目指します。

##### **◆水環境（田尻漁港、尾張池・夫婦池、榎井川・田尻川、農地等）の保全整備（目標4-1）**

本町の生態系を育む水環境における生物の多様な生育環境の確保に関する方策の検討を進めます。

##### **◆人々が動植物とふれあえ、自然の大切さを学ぶ場づくりと環境保全運動の推進（目標4-2）**

自然と人との共生の実質化のため、人々が動植物とふれあえ、自然の大切さを学ぶ場づくりと環境保全運動の一層の推進を図ります。

#### **基本目標5：官民で創るみどりのまちづくり**

小さなまちであるからこそ、住民相互や国内外との交流とみんなで進める協働のまちづくりが重要であり、住民・事業者・団体等と行政による持続可能なまちの経営を目指した官民協働のみどりのまちづくりを推進します。

##### **◆官民協働の地域資源の活用方策の検討と推進（目標5-1）**

本町の貴重なみどりの地域資源を官民協働の力で活用していくことを検討・推進します。

##### **◆住民・事業者等のみどりのまちづくりの仕組みづくり（目標5-2）**

協働によるみどりのまちづくりの実質化を目指して、行政と住民や事業者、団体等との協力体系の構築、住民や事業者、団体等が維持・管理を含めたみどりづくりへの参画機会の拡充を図ります。

■みどりのまちづくりの目標の体系

【みどりの将来都市像】自然との共生、安心、魅力あるみどりのまち・たじり  
～みどりに感じるコンパクトシティの実現～

【みどりのまちづくりの基本目標】

1. 小さなまちに見合った実効性のある  
みどりの配置とネットワークづくり

- ◆既成市街地における高齢者や子育て世代が使いやすい公園やみどりの適正配置（目標 1-1）
- ◆本町の市街地特性に見合った実効性のあるみどりの整備（目標 1-2）
- ◆徒歩や自転車で町域全てを回れる特性を活かしたみどりのネットワーク整備（目標 1-3）

2. まちのどこでもみどりに感じる事ができる  
潤いのまちづくり

- ◆地産地消等による「振興策」や「環境保全」による農地の保全（目標2-1）
- ◆本町を代表する水面の保全と活用の重点的推進（目標2-2）
- ◆既存市街地における公共・民間施設緑化の具体的推進（目標2-3）

3. みどりを通じてみんなの意識を高める  
安心と魅力のまちづくり

- ◆災害の予防と減災に資するみどりの保全と整備（目標3-1）
- ◆防災に対する住民の意識を高めるみどりの拠点形成とネットワークづくり（目標3-2）

4. 水環境資源を活かした自然と人との共生のまちづくり

- ◆水環境（田尻漁港、尾張池・夫婦池、榎井川・田尻川、農地等）の保全整備（目標 4-1）
- ◆人々が動植物とふれあえ、自然の大切さを学ぶ場づくりと環境保全運動の推進（目標 4-2）

5. 官民で創るみどりのまちづくり

- ◆官民協働の地域資源の活用方策の検討と推進（目標5-1）
- ◆住民・事業者等のみどりのまちづくりの仕組みづくり（目標5-2）

【課題】

小さなまちにおけるみどりの適正配置とネットワークの確保

小さなまちに見合った地域の環境保全に資するみどりの保全と創出

大規模災害や既存市街地での火災など災害に対するみどりの活用

本町の資源を活かした生物多様性の確保による自然と人との共生の実質化

本町の貴重な地域資源の活用とみどりのまちづくりの協働の具体化

### 3. みどりの目標水準

#### 3-1. 将来人口・面積のフレーム

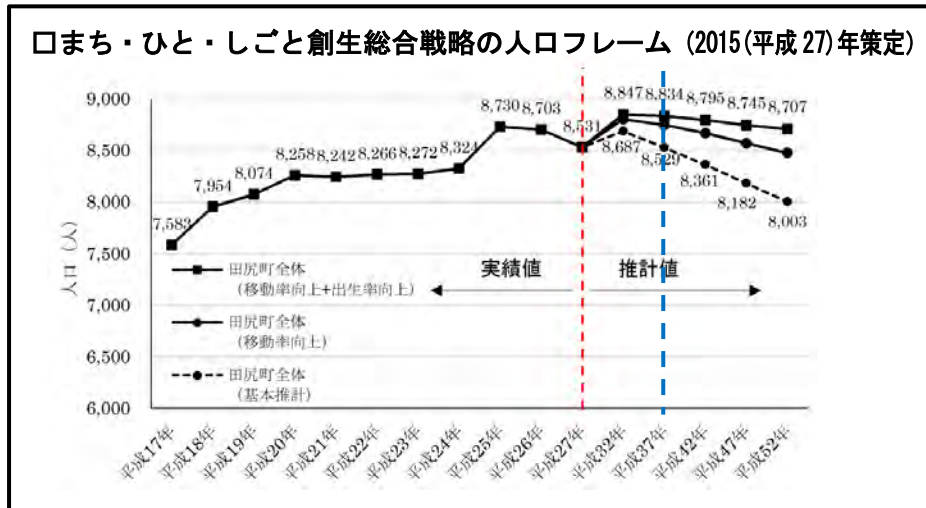
##### (1) 人口フレーム

「第4次田尻町総合計画（2010(平成22)年11月策定)」では、2020(平成32)年目標で約10,000人と設定しています。その後、「田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略：人口ビジョン（2016(平成28)年3月策定)」では、2040(平成52)年まで推計し、2025(平成37)年では約8,700～8,900人と推計しています。

以上から、本計画では全ての施策を実現することを目標とし、人口フレームは、2025(平成37)年度で約8,900人と設定します。

##### 【将来人口フレーム】

**計画目標年次(2025(平成37)年度)で約8,900人と設定**



##### (2) 計画対象面積のフレーム

本計画の対象は、本町の全域としていますが、関西国際空港は独自で整備を実施しているため、本計画のみどりの目標水準を立てる上での対象面積は内陸部のみとします。内陸部は市街化区域と市街化調整区域（人口フレームはゼロ）に分かれますが、現状土地利用を踏まえると、市街化区域ではすでに都市的土地利用が進んでいることから、計画的なみどりの配置が難しい状況です。

そこで、整備水準の検討のための計画対象面積を、内陸部全体と市街化区域とし、整備水準の項目に応じた面積を用いることとします。

##### ■本計画の人口・対象面積のフレーム

項目		現況 (平成27年)	目標 (平成37年)	備考
人口 (人)	A	8,419	8,900	
内陸部面積 (ha)	B	237.1ha	237.1ha	田尻港漁港約7.1haを含む陸地のみ：230.0ha
内陸部市街化区域面積 (ha)	C	141.6ha	141.6ha	田尻港漁港約7.1haを含む陸地のみ：141.6ha

##### 【 解 説 】

**将来人口フレーム：**目標とする将来の人口推計地の枠組みのこと

**将来人口フレームの考え方：**1万人を超えないため、**近隣住区**としては1近隣住区に相当する。

**近隣住区：**計画的な住宅地の単位で、20世紀のニュータウン建設を支えた理念の一つ。小学校区を一つのコミュニティと捉え、公園等を計画的に配置するもの。日本の公園の配置理論も、影響を強く受けている。

**計画対象区域：**本計画は、関西国際空港を除く内陸部を対象とする。そのため、対象となる市街化区域は内陸部の約1.34km<sup>2</sup>とする。

## 3-2. みどりの目標水準

### (1) 目標水準の考え方

#### ① 都市公園等の整備水準

都市計画公園・緑地の整備水準である一人当たり公園面積では、広域公園である「りんくう公園」の存在から全体としての数値上の充足は図られています。住区基幹公園（身近な街区公園・近隣公園）がないことから、公園種別ごとの整備水準では問題があります。

ただし、内陸部の町内はほぼ半径 1 km圏に収まっており、街区公園、近隣公園、地区公園の住区基幹公園は必ずしも既成市街地にある必要はないと考えられます。

しかしながら、基本目標に掲げる「既成市街地における高齢者や子育て世代が使いやすい公園やみどりの適正配置（目標 1-1）」からすると、既成市街地におけるみどりの水準向上は欠かせない課題となります。

都市計画公園は計画していますが、そのほかの整備は困難ですので、その他公園を加えることにより、都市公園等として整備水準の達成を目指すものとします。

#### ② 緑地の確保及び緑被率の目標

内陸部全体では、農地を地域制緑地としてのみどりとするれば、本町内で大きな面積を占めています。また水面を緑被に加えることで緑被率はあがることから、緑地の確保、緑被率とも現状で目標水準は達成しています。

一方、市街化区域はりんくうタウンではみどりが多いものの既成市街地ではみどりが少ない状況です。しかしながら、基本目標 2 に掲げられている、「まちのどこでもみどりを感じる事ができる潤いのまちづくり」の達成を考えると、みどりが不足している既成市街地での緑化を進め緑被率の向上を図るべきであることから、目標水準を定めるものとします。

### (2) みどりの目標水準

#### ① 都市公園等の整備水準

田尻町公園条例の考えに準じ府営公園を除き設定します。市街化区域では、都市計画公園だけの目標達成は困難なので、児童遊園等その他公園、公共・民間施設緑地を含む目標とします。

- ・内陸部全体：10 m<sup>2</sup>/人以上
- ・市街化区域：5 m<sup>2</sup>/人以上

#### ② 緑地の確保（内陸部）

本町の貴重な資源である農地を今後も維持することとし、内陸部全体の目標を現状維持の30%とします。市街化区域は、都市公園等の増加分と市街化調整区域の減少分を補完することとし、目標を10%とします。

- ・内陸部全体：農地も含んだ緑地を目標年次で30%以上
- ・市街化区域：目標年次で10%以上

#### ③ 緑被率（内陸部）

市街化区域は、緑地の増加分に加え民間施設のみどりを増加する観点から、現状から2%増の18%を目標とします。内陸部全体では、市街化区域の増加分を加えた40%を目標とします。

- ・内陸部全体：農地と水面も含んだ緑被率を目標年次で40%以上
- ・市街化区域：目標年次で18%以上

## ■みどりの目標水準と現状の水準

### ① 都市公園等の整備目標水準

将来目標は、府営公園を除き町単独での整備量とします。

年次		市街化区域面積比	内陸部全体比	人口
平成 27 年 (現状)	町のみ	4.11ha (4.88 m <sup>2</sup> /人)	4.11ha (4.88 m <sup>2</sup> /人)	8,417 人
平成 37 年 (目標)	町のみ	4.50ha (5.0 m <sup>2</sup> /人)	8.90ha (10.0 m <sup>2</sup> /人)	8,900 人

\*市街化調整区域にある都市公園等は、船岡公園のみ

\*面積基準人口…現状 8,417 人(平成 27 年国勢調査)：将来 8,900 人

### ② 緑地の確保目標水準

年次	市街化区域面積比	内陸部全体比
平成 27 年(現状)	11.05ha(8.2%)	69.84ha(30.4%)
平成 37 年(目標)	13.45ha(10.0%)	69.00ha(30.0%)
対象面積 (ha)	134.5ha	230.0ha

\*市街化区域面積：134.5ha、内陸部全体面積：230.0ha(緑地には水面を含まない)

### ③ 緑被率の目標水準

本町では、緑被率に貴重な資源である水面を見なしているため、田尻漁港などの水面を含んだ面積量とします。

年次	市街化区域面積比	内陸部全体比
平成 27 年(現状)	22.70ha(16.0%)	90.29ha(38.1%)
平成 37 年(目標)	25.49ha(18.0%)	94.84ha(40.0%)
対象面積 (ha)	141.6ha	237.1ha

\*市街化区域面積：141.6ha、内陸部全体面積：237.1ha(陸地は、市街化区域面積：134.5ha、内陸部面積：230.0ha)

(面積は、田尻漁港水面 約 7.1ha を市街化区域及び内陸部面積に含んだ値)

## 4. みどりの都市構造

みどりの都市構造はまちの骨格を形成するものであり、拠点（みどりの核となるべき拠点）、軸（みどりを連携する軸）、エリア（大きく規定するみどりの範囲）で構成します。

拠点としては、「生態系の中核拠点」と「みどりの交流拠点」「みどりのレクリエーション拠点」の3つの拠点で構成し、軸としては、みどりと水の生態軸として「たじり生態系軸」と拠点やみどりと歴史を探索する軸として、「みどりと歴史軸」の2つの軸で構成します。

エリアは、町内内陸部の主要な土地利用のまとまりの構成から、みどりの整備方向を規定する「りんくうエリア」「既存市街地エリア」「市街地形成エリア」「緑の保全エリア」の4つで構成します。

### 【 解 説 】

**拠点の考え方：**生物多様性基本法の考え方では、中核拠点・拠点地区・回廊地区という概念が用いられているが、本町は町域が小さいため、みどりの機能集積の単位としての「拠点」を採用した。

**エリアの考え方：**4つのエリアは、「第4次田尻町総合計画」の土地利用構想の区分を踏襲している。

### 【拠点】

#### <生態系の中核拠点：田尻漁港・尾張池等周辺地区及び夫婦池周辺地区>

田尻漁港と尾張池等周辺地区及び夫婦池周辺地区を核とし、本町の生態系を保全するための拠点とします。

#### <みどりの交流拠点：田尻漁港・交流広場周辺地区>

本町の交流拠点である田尻漁港・ふれ愛センター・交流広場周辺地区を、本町のみならず広域とのみどりを通じての交流を図る上での拠点とします。

#### <みどりのレクリエーション拠点：りんくう公園・田尻漁港周辺地区>

広域公園であるりんくう公園、海の駅である田尻漁港を、本町と広域を含むレクリエーションの拠点とします。

### 【軸】

#### <たじり生態系軸：田尻漁港から田尻川、農地を介して尾張池、夫婦池をつなぐ軸>

本町の生態系を構成し、人と自然との共生を図る軸とします。

#### <みどりと歴史軸：主要道路を網目状に構成>

たじりを形成してきた孝子越街道を主要動線としながらみどりの拠点をつなぎ、町内のみどりの生活軸とします。

### 【エリア】

エリアは次の4エリアとし、その特性に従った整備・誘導を進めていきます。

#### <りんくうエリア>

「りんくうエリア」は、りんくう公園と、その内陸に造成された施設用地で構成されています。内陸部は、田尻漁港より南の地区（りんくうポート南）には工場が立地するとともに、大阪府警察学校があり、田尻漁港より北の地区（りんくうポート北）では、関西国際センター、府営住宅や合同宿舎、商業・飲食施設などの複合的に利用され、両地区とも「地区計画」に従って、ほぼ整備・誘導が終わっています。今後は、みどりの拠点施設の充実に努め、本町の新しいレクリエーションとシンボリックなみどりの育成を図っていきます。

### ＜既成市街地エリア＞

「既成市街地エリア」は、公共施設緑地、吉見ノ里駅などが集中するとともに、孝子越街道沿道には、社寺の鎮守の森などが点在しています。

吉見ノ里駅周辺地区については、本町の顔にふさわしいみどりの整備・誘導を進めます。住宅地区では、みどりによる防災対策の推進や民間宅地緑化を図っていきます。

### ＜市街地形成エリア＞

「市街地形成エリア」は、南海本線の吉見ノ里駅の東に広がり、駅に至近の市街地として発達をみようとしている地区であり、「地区計画」によって良好な市街地の形成を図りつつあります。

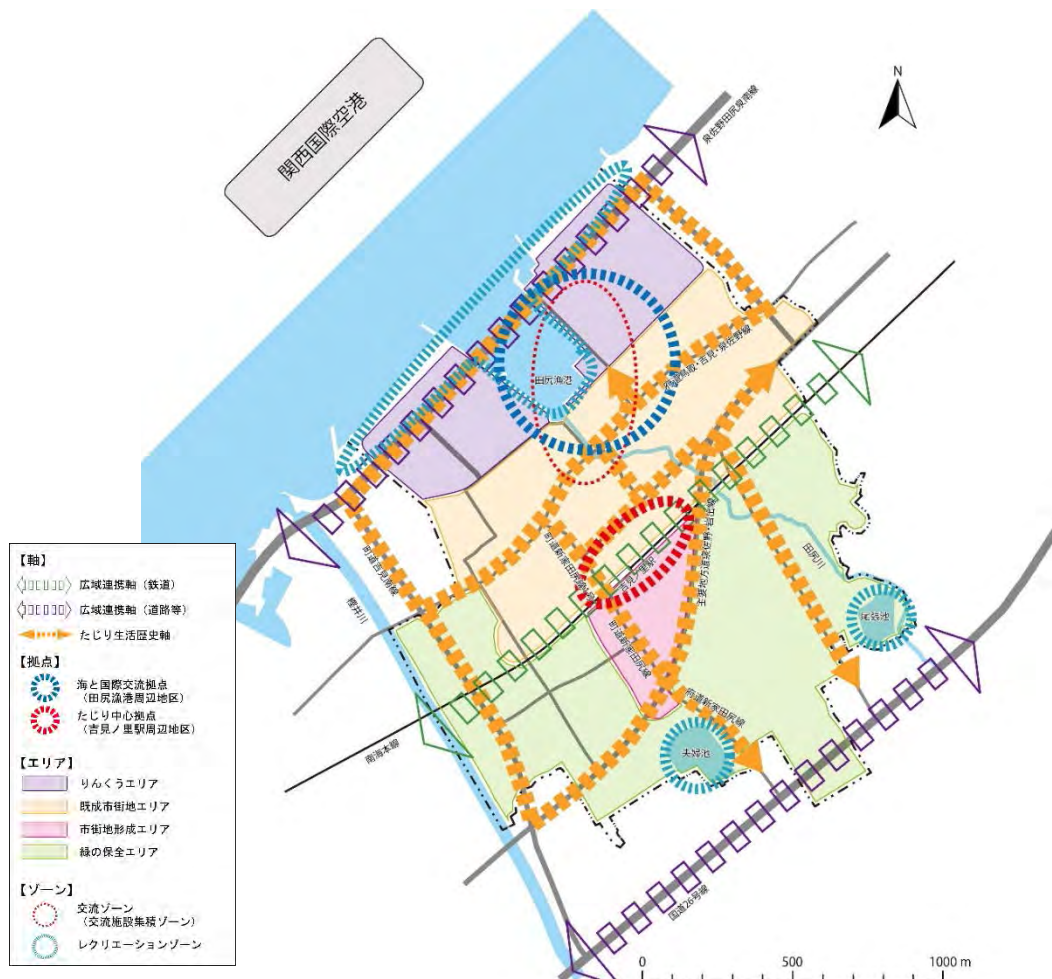
周辺農地との調和に努めるとともに、新しい市街地としてのみどりの誘導を図ります。

### ＜緑の保全エリア＞

「緑の保全エリア」は南海本線東側を中心にして、農地が町域の外郭を構成しており、尾張池・夫婦池のため池、田尻川や複数の用水路があり、うるおいのある環境、生態系と本町の原風景を提供しています。

都市計画では市街化調整区域に指定されており、今後とも市街化を抑制し、みどりとして保全していくものとします。しかしながら、本町の人口維持に対する対応として、事業者から要望がある地区については、地権者の農業継続意向と環境保護の観点から、「みどり住区検討ゾーン」を設定し、都市的土地利用を図ることも検討します。

## ■都市計画マスタープランの都市構造・土地利用構想



○みどりの都市構造図





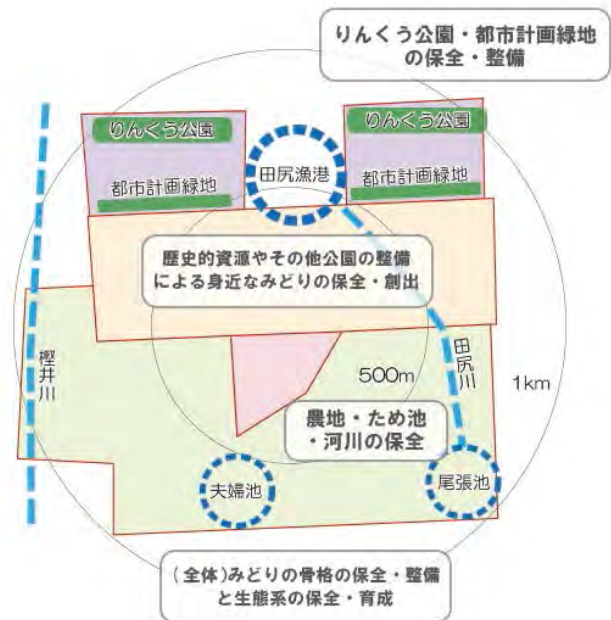
## 5. みどりの配置方針

みどりの将来像と都市構造を具体化する「みどりの配置方針」を、系統別に設定します。

### (1)環境保全

- 骨格を形成している田尻漁港及び湾岸水面、農地、ため池、河川のみどりは保全・整備を図るとともに、生態系の保全・育成に努めます。
- 大規模に緑地が整備されている「りんくう公園」及びりんくうタウンと既成市街地の緩衝帯となっている「都市計画緑地」の保全・整備に努めます。
- みどりが不足している既成市街地及び市街地形成エリアについては、歴史的資源や公共施設緑化、その他公園の整備等で身近なみどりの保全・創出に努めます。

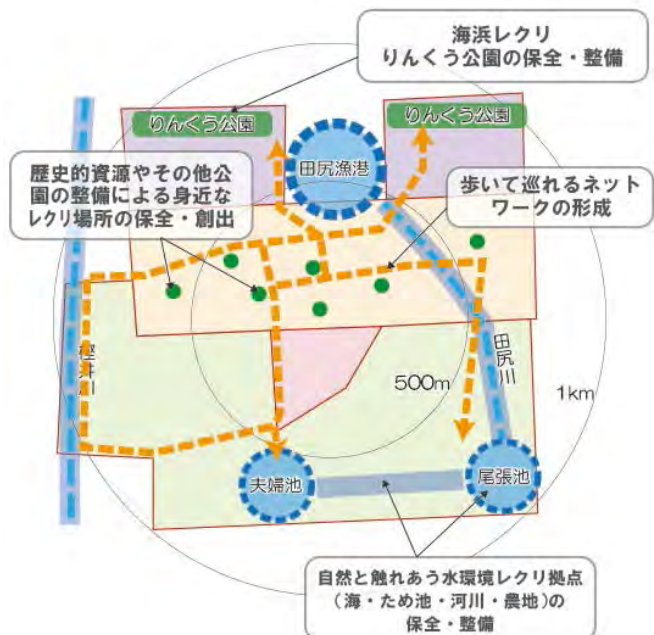
#### ■環境保全系統の配置方針



### (2)レクリエーション

- 自然と触れ合う水環境である田尻漁港及び湾岸水面、農地、ため池、河川のみどりは、本町を代表するレクリエーション拠点として保全・整備を図ります。
- 「りんくう公園」は、大阪湾岸の海浜レクリエーションの拠点として、より親しめる整備を大阪府と協議していきます。
- りんくうタウンには、新たな交流の場となる公園等の整備を行います。
- みどりが不足している既成市街地及び市街地形成エリアについては、歴史的資源の活用やその他公園の整備等で身近なレクリエーション場所の保全・創出に努めます。
- 半径 1 km圏というコンパクトな町域を活かして、歩いて公園・緑地を巡れるネットワークの整備に努めます。

#### ■レクリエーション系統の配置方針



### (3) 防災

- ・津波減災に資するりんくう公園の緑地帯、保水機能を持つ農地の保全・整備を図ります。また、既成市街地における生垣等の防火帯の育成に努めます。
- ・既成市街地」においては、避難ビル・避難場所の適正配置と維持・保全に努めます。また、避難路の保全・整備を図ります。さらに、防災に対する住民の意識を高めるみどりの拠点形成に努めます。
- ・農地については、保全に努めるとともに、避難場所ともなる「防災農地」として、地権者の方々との協定帰結を進めます。

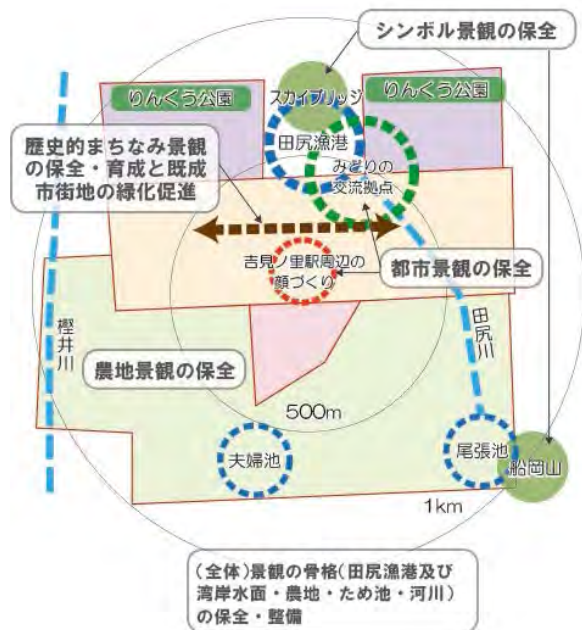
#### ■防災システムの配置方針



### (4) 景観

- ・景観の骨格を構成する漁港及び湾岸水面、農地、ため池、河川のみどりは、保全・整備を図ります。
- ・景観の拠点となる「みどりの交流拠点」「吉見ノ里の顔づくり」については、みどりの景観形成を重点的に図ります。
- ・みどり景観が不足している既成市街地及び市街地形成エリアについては、歴史的まちなみの保全・形成や緑化推進を通じてみどりの保全・創出に努めます。
- ・町内のどこからでも眺められるシンボル景観として、スカイブリッジ及び船岡山を位置づけ、維持・保全を図るとともに、景観障害物の規制・誘導に努めます。
- ・四季を感じることができるみどり景観の形成に努めます。

#### ■景観システムの配置方針



## 第3章 緑地の保全・整備及び緑化の推進

### 1. 施設緑地の保全・整備

#### 1-1. 都市公園等の整備

##### (1) 都市計画公園・緑地

本町の都市計画公園・緑地は、りんくうタウンの整備に伴って開設された広域公園であるりんくう公園と緩衝緑地としての嘉祥寺・吉見の都市計画緑地があるほか、地区公園として泉佐野市との区域にまたがり指定されている船岡公園があります。既成市街地に街区公園、近隣公園がない状況ですが、コンパクトにまとまった市街地であるため、広域的な公園利用に加えて住民の身近な公園としての利用がなされています。

しかし、船岡公園は長い期間未整備となっていることから、実現性へ向けて泉佐野市とも協力しながら、区域見直しを含めた検討が必要となっています。

都市計画緑地は全て整備済ですが、りんくう公園は一部未開設となっています。

本町の既成市街地には、街区公園等の住区基幹公園の配置が望ましいが、住宅などが密集しており、まとまった公園を整備する用地確保が困難な状況です。

以上から、都市計画公園・緑地の整備方針を次の通りとします。

- ① 広域公園であるりんくう公園については、住民が利用しやすい公園となるよう、既存公園の維持・保全とともに、未開設区域の早期整備については、まちづくりの観点を踏まえ大阪府と協議していきます。
- ② 都市計画緑地であるりんくうタウン内の緑地については、その機能の維持・保全を行っていきます。
- ③ 船岡公園については、尾張池の保全と生態系に配慮した整備を行うとともに、早期整備を目指し実効性のある区域への縮小を図ります。

##### (2) その他の公園

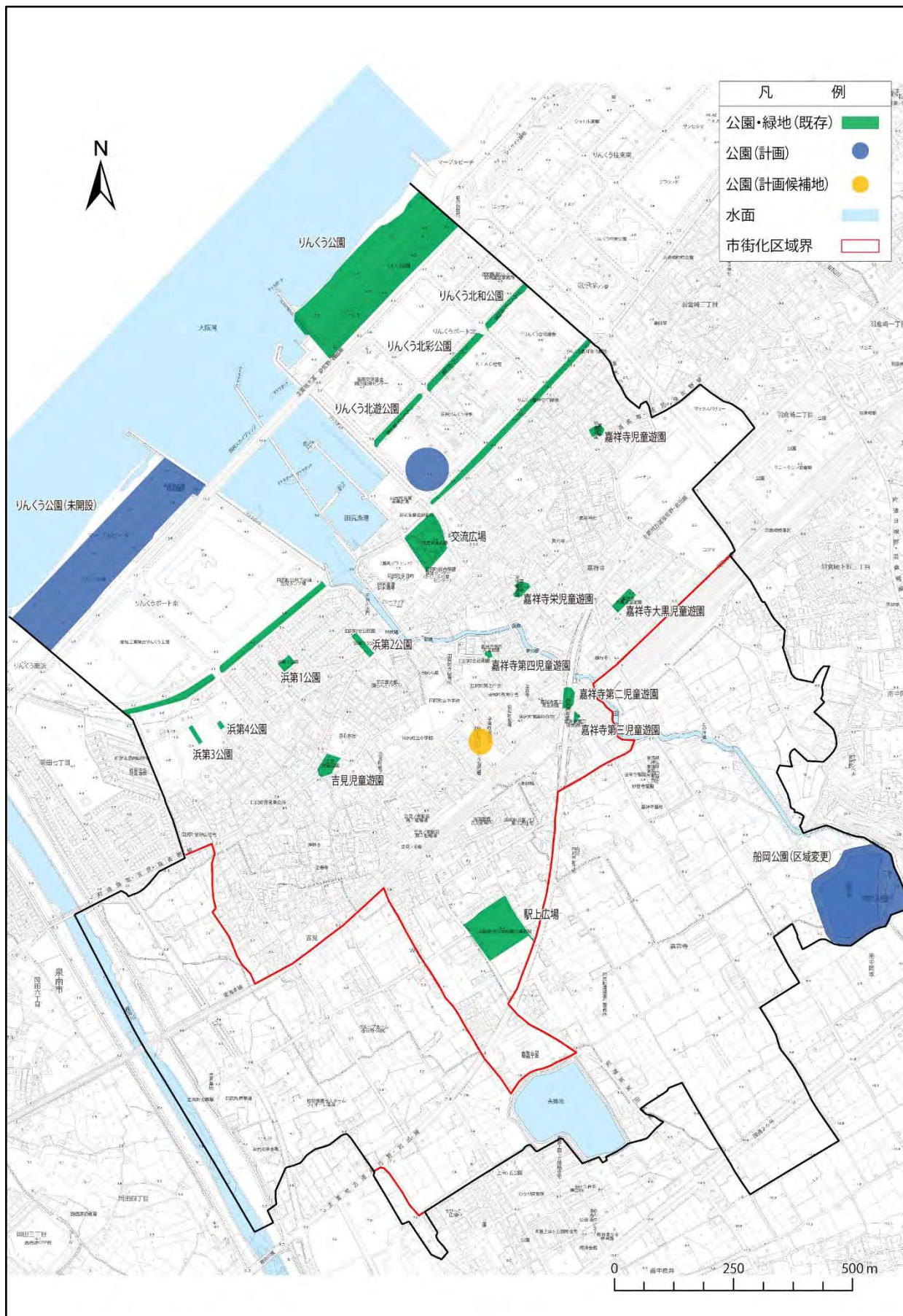
その他の公園は、児童遊園や駅上広場など公共が整備する都市計画公園以外の公園や広場、民間開発によって整備された公園・遊び場等、実質的な意味で公園に相当する施設になります。現在、計16カ所が整備され、身近な公園・緑地としての機能を果たしています。

市街化区域内では、その他の公園を都市公園等として位置付け、既存施設の維持・保全と新たな公園・広場の配置・整備を進めていきます。

以上から、その他の公園の整備方針を次の通りとします。

- ④ 既存のその他の公園については、行政と地域が協力して公園の維持・保全を行うとともに、利用しやすい改善と更なる緑化を検討していきます。
- ⑤ 公園の配置と住民のニーズに適合したその他の公園の整備を推進します。
- ⑥ りんくうタウンには、新たな交流の場となる公園等の整備を行います。

■都市公園等の整備計画図



## 1-2. 公共施設緑地及び民間施設緑地の整備

公共施設緑地は、田尻町役場、田尻小中学校等、公共施設のほとんどの施設において、植栽地等により整備を推進してきており、都市公園等に乏しい本町にあって水と緑にふれあえるまちを形成するうえで重要な役割を担っています。

民間施設緑地は、みどりの不足がみられる既成市街地にとって、点在する社寺に残る鎮守の森などは地域住民に親しまれており、春日神社等の境内地を位置づけ、個性ある緑の保全とふれあいの機会の拡充に努めています。

これらの緑地を含め、既成市街地を中心にみどりの重要性・役割などに関し、住民や事業者等の意識改革と植樹の啓発を進めることで、民間施設緑地の更なる緑化の推進を図るとともに、貴重なみどりの維持・保全を図っていきます。

- ⑦ 公共施設緑地は、今後とも既存施設の保全・充実に努めるとともに、緑地の維持管理及び更なる緑化の推進に努めていきます。
- ⑧ 民間施設緑地の保全と更なる緑化の推進について、引き続き関係者等に協力を求めています。

## 2. 地域制緑地等の保全・整備

本町の地域制緑地としては、農地と樫井川河川緑地があります。農地は、本来農業振興地域農用地が該当します。しかし、本町の農地は農業振興地域並びに大阪府の農空間保全地域に指定されていることや、景観形成や環境及び生態系保全の貴重な資源であることから、市街化調整区域の農地すべてを対象としてみなしています。

また、法に規定されない地域制緑地に類するとみられる「みどり」として、田尻漁港、尾張池・夫婦池のため池、樫井川・田尻川の河川の水面があります。いずれも、本町のレクリエーションや交流の重要な役割を果たしています。

これら農地や水面は、環境保全・自然とのふれあい・防災・景観等多方面の機能を有しており、コンパクトな市街地にあって住民に身近に利用されていますが、法的な担保性に欠けているため、維持・保全のための農漁業振興、水質や生態系保全等のその他の施策が必要となります。

以上から、地域制緑地等の整備方針を次の通りとします。

- ① 農地は、農業生産基盤整備、後継者の育成のための方策の検討を進めるとともに、市民に親しまれるみどり豊かな環境整備を進めていきます。
- ② 災害の避難場所など防災に資する農地として、「防災農地」の協定締結を進めていきます。
- ③ 田尻漁港・ため池・河川については、それぞれの所管事業で維持・保全に努めるとともに、住民の憩いの場となるような整備に努めます。
- ④ また、地域の自然環境の仕組みやそこで生きる水生動物などの生態や環境との関わりを通し、自然との共生関係を築ける仕組みづくりを検討します。

### <緑地の確保向上計画>

以上の施設緑地と地域制緑地を合計した緑地の確保向上計画は、以下のようになります。

#### ■緑地の確保目標水準

年次	市街化区域面積比	内陸部全体比
平成 27 年(現状)	11.05ha (8.2%)	69.84ha (30.4%)
平成 37 年(目標)	13.45ha (10.0%)	69.00ha (30.0%)
対象面積 (ha)	134.5ha	230.0ha

\*市街化区域面積：134.5ha、内陸部全体面積：230.0ha（緑地には水面を含まない）

### 3. みどりの構造を支える関連施設整備等

みどりのまちづくりを実現するためには、直接的な緑地の保全・整備とともに、関連するまちづくりの支えが必要です。特に、本町のような小さなまちにおいては、みどりの構造を支えるネットワークの整備やみどりの拠点形成が重要となります。

みどりの構造を支える関連施設整備等として、「みどりの拠点整備」、「親水空間の創出」、「みどりのネットワーク整備」の方針を示します。

#### ① 交流と顔づくりを目的としたみどりの拠点整備

田尻漁港周辺のみどりの交流拠点については、既存の施設を有機的に結合するとともに、国際的な交流拠点にふさわしいおいしいのあるみどり空間の創出を図ります。

吉見ノ里駅周辺地区については、本町の顔にふさわしいみどり空間の形成を、民間の協力も得ながら推進します。

#### ② 水とみどりのネットワークの骨格としての漁港・河川・ため池の保全・整備

河川やため池、漁港を活用し、自然と調和した親水空間の創出を図るとともに、生態系への配慮などにより、生物の多様な生息環境の確保を検討します。また、水辺周辺にオープンスペースを確保し、水に近づける場所を整備したり、水路沿いに緑道を設けたりするなど親水性のある整備に努めます。具体的には次の整備を検討します。

田尻漁港については、水質の浄化などの保全に努めるとともに、海の駅の機能を活かし、交流空間としての保全整備と拡充に努めます。

榎井川・田尻川の両河川については、水と緑のネットワークの骨格にふさわしい歩きやすい道づくりを検討し、魅力の充実と利用促進に努めます。

尾張池については、船岡公園として都市計画決定されていることから、都市計画公園整備に合わせて、親水空間の創出や多様な生物の生息環境等に配慮した整備等を検討し、生態系の保全と水辺とのふれあい空間の創出に努めます。

夫婦池については、水辺の活用が可能な貴重な空間でもあり、整備の一環として、多様な生物の生息環境等に配慮した公園整備等を検討し、生態系の保全と水辺とのふれあい空間の創出に努めます。

#### ③ 歩いて巡れるみどりのネットワーク整備

コンパクトな町域の特性を活かし、みどりの拠点や公園を歩いて巡れるみちの整備を図ります。

バリアフリーなど安心安全な道路への改良を進めるとともに、沿道緑化の協力をお願いし、おいしいのある道づくりに努めます。また、避難路誘導とも調整しながら案内誘導サイン等の設置の検討を行います。

## 4. 都市緑化の目標及び推進

### 4-1. 公共施設の緑化の推進

公共施設及びその敷地は、既成市街地のみどりに乏しい本町において、みどりと水辺の豊かさを身近に感じられる都市空間を形成するうえで重要な役割を担うことから、季節感やみどりの量などの向上に配慮しつつ、果たすべき機能に応じたみどりの保全と緑化を推進します。

#### ① 親しみが持てる都市公園等の緑化推進

公園が地域と一体となった良好な住環境の形成を図るため、周囲の環境・景観に配慮した緑化を図ります。地域の住民や訪れる人々に親しまれるようにするとともに、公園の特徴や季節感を出せるように、植栽する花や樹木の選定に配慮します。また、水とみどりが生物の生息空間であることに留意し、生態系に配慮した緑化を行います。さらに、災害時における都市公園等の防災機能を強化するため、特に公園の外周部では火災の延焼防止に役立つ緑化に努めるものとします。

#### ② 快適なみどりのネットワークを実現する道路の緑化推進

本町のみどりの構造でみどりをつなぐネットワーク整備が重要であることから、うるおいのある歩行者空間を形成するとともに、主要な道路では街路樹などによる緑化を推進し、都市景観に配慮した快適性の高い道路空間の形成を図ります。

道路空間などへ植栽する際には、地域特性を考慮するとともに、周辺の環境に適応した樹種の選定を検討します。防災性の向上を図る必要がある地域の幹線道路については、延焼遮断帯としての機能や避難ルートとしての機能を重視し、樹種や植栽形態の工夫に努めます。

また、緑化プランターの設置、花壇の設置などみどりを高めることを住民の協力を得ながら進めることにより、道路空間における緑化を促進します。

#### ③ うるおいのある緑化空間としての公共施設の緑化推進

「田尻町地域防災計画」において、避難場所等として位置づけられている各施設について、防災機能の向上につながるよう常緑樹の植栽などを図ります。

日常多くの住民等が利用する田尻町役場や総合福祉センター等については、出入口部や外周部において景観上優れたシンボルとなる樹木や花木を植栽するなど、住民に親しまれる緑化を図ります。

小中学校については、児童・生徒が身近に生態系を観察したり、花や野菜などを栽培したり四季を感じたりすることによって緑の大切さを体験できるよう緑地空間を適切に配置します。

### 4-2. 民間施設の緑化の推進

民間施設の緑化は、町内のどこでもみどりを感ずる潤いのあるまちを創っていくうえで重要であり、特に住民や事業所等の協力が必要となります。また、自主的な緑化を促す制度や支援措置の検討が必要です。そのために、次の施策を検討していきます。

④ 花や樹木などのみどりを育てるなどの、美しいまちなみや景観づくりに取り組む活動に対する支援の検討。

⑤ 事業所・工場については、大阪府の「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」や緑化支援事業などの紹介などによる事業所・工場の緑化促進。

⑥ 地区計画や緑化協定などの制度等の周知と検討による民間施設の緑化の推進。

⑦ 庭木の植栽や接道部での生垣設置など自主的緑化の推進。



## ＜都市緑化の目標推進計画＞

都市緑化の目安となる緑被率の目標推進計画は次のとおりです。

### ■緑被率の目標水準と計画

年次	市街化区域面積比	内陸部全体比
平成27年(現状)	22.70ha(16.0%)	90.29ha(38.1%)
平成37年(目標)	25.49ha(18.0%)	94.84ha(40.0%)
対象面積(ha)	141.6ha	237.1ha

\*母数の面積は田尻漁港を含んだ、市街化区域(141.6ha)内陸部全体(237.1ha)

## 5. 協働のみどりのまちづくり

みどりのまちづくりは官民協働で進めることが重要です。そのため、住民参加と協力の促進及び行政の普及・啓発活動の方針を示します。

### ① 住民参加の体制づくり

みどりは、人との触れ合いやまちへ出かけるきっかけとなるので、住民が互いのみどりに対して意見交換を行い、行政と協働し、あるいは自主的な緑化活動が行えるよう、住民参加による緑化推進の体制に努めます。

### ② 住民活動団体の育成

緑化指導員など住民緑化を推進する中核的リーダーを発掘、育成するとともに、ボランティアネットワークの拡大に努めます。現在活動中の団体とも協力しながら、自治会等地域のコミュニティ団体や本町の生涯学習、スポーツ・レクリエーションに関する各団体、および小中学校等の教育機関や福祉施設と連携・連動しつつ、みどりに関する活動団体の育成に努めます。

### ③ 住民による公園等の管理の支援の検討

地域に配置する都市計画公園やその他公園等及び街路樹については、住民に最も身近な公園やみどりとなるため、今後の整備にあたっては近隣の住民参加により検討するとともに、住民が主体となった公園等の管理・運営の支援を検討していきます。

### ④ 住民一人ひとりの緑化推進の支援

住民が主体となった緑化活動を促進するため、現在活動中の団体や地域の自治会等と連携しつつ緑のまちづくりへの直接的な住民参加を支援していきます。

### ⑤ 普及啓発活動の推進

本町で行われる緑化行事、他地域での緑化参考事例、住民や事業者による緑化活動の紹介などのみどりに関する情報を、広報などを通して広く住民に提供します。

各種フェア、生涯学習の場などで、緑に関する講演会やシンポジウムの開催を検討し、住民のみどりに関する意識啓発と知識の普及を行います。

街路樹や公園内の樹木・花木については、樹木名・花名の案内・解説板の設置を行うなど、住民に身近に情報が得られる機会を広げます。

■みどりのまちづくりの基本目標と方針の対応表

みどりの基本目標		緑地の保全・整備及び緑化の推進	
基本目標	目標		
1. 小さなまちに見合った実効性のあるみどりの配置とネットワークづくり	既成市街地における高齢者や子育て世代が使いやすい公園やみどりの適正配置(目標1-1)	1-1.都市公園等	①りんくう公園未開設区域の早期整備の協議 ④既存その他公園の維持・保全と改善・緑化 ⑤その他公園の整備の推進 ⑥りんくうタウンへの公園等の整備
		1-2.公共及び民間施設緑地	⑦公共施設緑地の保全と緑地の維持管理及び緑化の推進 ⑧民間施設緑地の保全と緑化の推進の協力要請
	本町の市街地特性に見合った実効性のあるみどりの整備(目標1-2)	1-1.都市公園等	③船岡公園の区域縮小 ⑤その他公園の整備の推進
	徒歩や自転車で町域全てを回れる特性を活かしたみどりのネットワーク整備(目標1-3)	3.関連施設整備等 4.都市緑化	②水とみどりのネットワークの骨格整備 ③歩いて巡れるみどりのネットワーク整備 ②快適なネットワークを実現する道路の緑化推進
2. まちのどこでもみどりを感じることができる潤いのまちづくり	地産地消等による「振興策」や「環境保全」による農地の保全(目標2-1)	2.地域制緑地等	①農地の振興方策の検討と市民に親しまれる環境整備
	本町を代表する水面の保全と活用の重点的推進(目標2-2)	3.関連施設整備等	①交流と顔づくりを目的としたみどりの拠点整備 ②水とみどりのネットワークの骨格整備
	既成市街地における公共・民間施設緑化の方策の具体的推進(目標2-3)	1-2.公共及び民間施設緑地 4.都市緑化	⑦公共施設緑地の保全と緑地の維持管理及び緑化の推進 ①親しみが持てる都市公園等の緑化推進 ②快適なネットワークを実現する道路の緑化推進 ③うらおいのある公共施設の緑化推進 ④民間施設の活動に対する支援の検討 ⑤事業制度の紹介等による事業所・工場の緑化推進 ⑥緑化に関する制度等の周知と検討による民間施設緑化の推進 ⑦自主的緑化の推奨
3. みどりを通じてみんなの意識を高める安心と魅力のまちづくり	災害の予防と減災に資するみどりの保全と整備(目標3-1)	1-1.都市公園等	①りんくう公園未開設区域の早期整備の協議 ②りんくうタウン内の都市計画緑地の維持・保全
		2.地域制緑地等	②防災農地の協定帰結
	防災に対する住民の意識を高めるみどりの拠点形成とネットワークづくり(目標3-2)	3.関連施設整備等 4.都市緑化	③歩いて巡れるみどりのネットワーク整備 ⑦自主的緑化の推奨
	水環境(田尻漁港、尾張池・夫婦池、榎井川・田尻川、農地等)の保全整備(目標4-1)	2.地域制緑地等 3.関連施設整備等	③田尻漁港・ため池・河川の維持・保全と憩いの場となる整備 ①交流と顔づくりを目的としたみどりの拠点整備 ②水とみどりのネットワークの骨格整備
4. 水環境資源を活かした自然と人との共生のまちづくり	人々が動植物とふれあえ、自然の大切さを学ぶ場づくりと環境保全運動の推進(目標4-2)	2.地域制緑地等 3.関連施設整備等 5.協働のみどり	④水環境の自然との共生の仕組みづくりの検討 ①交流と顔づくりを目的としたみどりの拠点整備 ②住民活動団体の育成
	官民協働の地域資源の活用方策の検討と推進(目標5-1)	2.地域制緑地等 5.協働のみどり	④水環境の自然との共生の仕組みづくりの検討 ④住民一人ひとりの緑化推進の支援 ⑤普及啓発活動の推進
5. 官民で創るみどりのまちづくり	住民・事業者等のみどりのまちづくりの仕組みづくり(目標5-2)	5.協働のみどり	①住民参加の体制づくり ②住民活動団体の育成 ③住民による公園等の管理の支援の検討

## 第4章 計画の実現に向けて

### 1. 住民・事業者・団体等と行政の協働によるみどりのまちづくり

本計画では、みどりのまちづくりの基本目標5として、「官民で創るみどりのまちづくり」を掲げています。これは、今後の本町のみどりのまちづくりの実現にあたり、最も基本的で重要な考え方のひとつとなるものです。

まちのどこでもみどりを感じられるまちづくりは、そのまちに生活し、様々な活動を行っている住民や事業者、団体等と行政が互いに連携し合いながら創造していく協働作業です。そのために、次のような仕組みを整えていくことが必要です。

#### ① みどりのまちづくりに関する提案を受け止める制度の充実

持続可能な都市を形成するためには「住民・事業者等と行政の協働によるまちづくり」が必要不可欠であり、都市計画法においても住民による都市計画提案が制度化されています。この制度を利用して、みどりに関する都市計画提案を提出することができます。また、「自分たちのまちのみどりを自らが創って守っていこう」とする気運も生まれつつあり、都市計画法に基づかなくとも独自の協定（みどりのまちづくり協定など）を結ぶ地区も見られるようになってきています。

今後は、これら制度のPRを行うとともに、住民や事業者等からの多様なみどりのまちづくりに関する提案などを、適切に受け止めていける制度の充実を図ります。

#### ② みどりのまちづくり意識の啓発とみどりづくりへの参加機会の拡充

みどりのまちづくりに関する課題は、環境保全・レクリエーション・防災・景観・生物多様性の確保など多岐にわたり、施策や事業の実現を図るためには、行政と住民及び事業者等との間において共通認識を持ち、相互の合意形成がなされることが必要となっています。

そのため、行政と住民及び事業者等が各役割を明確にするとともに、みどりのまちづくりへの参加意識を啓発することが重要となります。本計画の住民への報告・説明から始め、みどりのまちづくり意識の啓発に努めていきます。

#### ③ まちづくりを推進していくための行政と住民の役割

まちや地域のみどりの構想を実現していくための住民、行政の役割は次のようにまとめることができます。

#### 【住民・事業者・団体等に求められる役割】

住民や事業者・団体等一人ひとりの意識がみどりのまちづくりに関係するという認識に立ち、住んでいるまちや地域を見直し、本計画を踏まえ、地区レベルでの積極的なみどりのまちづくりの取り組みや展開を図ることが求められます。

また行政が進めるみどりのまちづくりに対して、住民自らもまちづくりの担い手として実現のための様々な制度や手段などを活用し、積極的に参加することも重要と考えられます。

### 【行政に求められる役割】

本計画に基づくみどり事業を推進するため、開発指導や条例等を適切に運用するとともに、必要な予算を獲得し事業を実施していきます。また、住民や事業者・団体等に対し、みどりづくりに必要な情報の公開や支援制度、協力体制の充実を図ることで、協働で進めるみどりづくりを実現していきます。あわせて、公園整備などみどりを増やす事業について、大阪府や近隣市との調整を進めていきます。

また、本計画の進行管理や見直しを行い、実効性のある計画としていきます。

## 2. 効率的なみどり行政の推進と進行管理

### ① 広域的連携によるみどりのまちづくりの推進

本町のように小さなまちにおいては、りんくう公園・緑地の保全・整備、防災対策をはじめ幹線道路のみどり形成など、町域の枠組みを超えて取り組むことが望まれることから、国、府及び隣接市との連携・協力のもとにみどりのまちづくりを推進できる体制の構築に努めます。

### ② みどりの基本計画の進行管理

本計画は、概ね20年後を見据えながらみどりのまちづくりの方向性を示したものであり、その実現に向けた具体的な施策や事業については都市計画や公園整備計画の分野だけでなく、多様な施策や事業を社会経済情勢も踏まえつつ段階的に実施していくことが必要となります。

このため、田尻町第4次総合計画や都市計画マスタープランの進行管理などの機会を適切にとらえ、本計画の達成状況等について庁内の連携・調整のもと評価と検証を行い、上位計画や社会情勢、住民意向等に整合した計画となるよう見直しを行っていきます。

具体的には、PDCAサイクル手法を用いた進行管理を用い、施策を着実に実行していきます。

